

特集Ⅰ：サイバー空間の脅威への対処

特集Ⅱ：子供・女性・高齢者と警察活動

特集に当たって

我が国の治安情勢は、刑法犯認知件数についてみると、平成24年中は138万2,121件と、昭和55年以降32年ぶりに140万件を下回り、戦後最多を記録した平成14年の285万3,739件の半数以下に減少するに至り、一定の改善がみられます。しかしながら、世論調査等からは、国民は依然として治安に対する不安を感じていることがうかがえます。

その背景には、児童虐待やストーカー事案、配偶者からの暴力事案が増加傾向にあるほか、特殊詐欺の被害総額が多額に上るなど、子供や女性、高齢者が被害者となる犯罪が多発していることが挙げられます。

また、サイバー空間に目を向けると、サイバー犯罪が多発し、サイバー攻撃が相次ぐなど、治安上の脅威が深刻化しています。

そして、これらの犯罪の多発や脅威の高まりが、刑法犯認知件数の減少にもかかわらず、いまだ国民が治安への不安を感じるにつながっていると考えられます。そこで、本年の警察白書では、こうした情勢を踏まえ、2つの特集を組むこととしました。

第一は「サイバー空間の脅威への対処」です。インターネットバンキングやコミュニティサイト等の個人が利用するサービスから、金融や公共輸送等を始めとする重要なインフラや政府機関等の国の根幹を支える重要なシステムに至るまで、現代の国民生活や経済活動は、今や、サイバー空間を抜きに語ることはできません。しかしながら、インターネットバンキングにおける不正送金事案等のサイバー犯罪が多発しているほか、ウェブサイトの改ざん等の政府機関等へのサイバー攻撃が相次いで発生するなど、サイバー空間の脅威は我が国の治安や安全保障を脅かしかねない課題となっており、サイバー空間は、現実空間と並んで、警察が安全・安心を確保すべき新たな領域となっています。

そこで、本年の警察白書では、「サイバー空間の脅威への対処」を特集Ⅰとして取り上げ、第1節で、現下のサイバー空間の脅威の情勢を概観し、第2節でこれに対する警察等の取組について記述した上で、第3節で今後の取組を示しました。

第二は「子供・女性・高齢者と警察活動」です。既に述べたとおり、刑法犯認知件数は総じて減少傾向にあります。個別の犯罪形態に目を向けると、児童虐待、配偶者からの暴力、高齢者虐待等の家庭内等で発生する事案が増加傾向にあります。また、滋賀県大津市における中学男子生徒に対するいじめ事件や、神奈川県逗子市における恋愛感情等のもつれに起因する殺人事件等が社会的に大きな注目を集めたほか、高齢者を中心として特殊詐欺による多額の被害が発生しています。子供・女性・高齢者が被害者となるこのような犯罪への対処は、国民の身近な日常生活の安全・安心を確保する上で重要となっています。

そこで、「子供・女性・高齢者と警察活動」を特集Ⅱとして取り上げ、第1節で国民の治安に対する意識を、第2節から第4節で子供・女性・高齢者それぞれの安全・安心の確保に向けた警察等の取組を記述した上で、第5節で子供・女性・高齢者を守るための総合的な取組を紹介いたします。

現実空間はもちろんのこと、サイバー空間においても、安全・安心の確保は独り警察の力のみによって実現できるものではなく、社会全体で取り組む必要があります。今回の2つの特集を通じて、警察の取組に対して今後とも御理解と御協力をいただくとともに、国民の皆様が社会全体の治安確保に向けた対策の在り方について考えていただく一助となれば幸いです。

特集Ⅰ サイバー空間の脅威への対処

第1節

サイバー空間の脅威

インターネットが国民生活や経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、今や、サイバー空間は国民の日常生活の一部となっている。こうした中、インターネットバンキングに対する不正アクセス事件等のサイバー犯罪^(注1)が多発しているほか、政府機関、重要インフラ^(注2)事業者等の基幹システム^(注3)を機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロ^(注4)や情報通信技術を用いて政府機関や先端技術を有する企業から機密情報を窃取するサイバーインテリジェンスといったサイバー攻撃が世界的規模で頻発するなど、サイバー空間における脅威は深刻化している状況にある。

図Ⅰ-1 サイバー空間における脅威



1 サイバー犯罪の情勢

平成24年中はサイバー犯罪が多発するとともに、インターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件やインターネットバンキングに対する不正アクセス事件、スマートフォンアプリを悪用した個人情報の流出事件等が発生し、その脅威が深刻化している状況にある。

表Ⅰ-1 サイバー犯罪の検挙件数の推移 (平成20~24年)

区分	年次	20	21	22	23	24
合計(件)		6,321	6,690	6,933	5,741	7,334
不正アクセス禁止法違反		1,740	2,534	1,601	248	543
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪等		247	195	133	105	178
ネットワーク利用犯罪		4,334	3,961	5,199	5,388	6,613
詐欺		1,508	1,280	1,566	899	1,357
児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童ポルノ)		254	507	783	883	1,085
わいせつ物頒布等		177	140	218	699	929
青少年保護育成条例違反		437	326	481	434	520
著作権法違反		144	188	368	409	472
児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童買春)		507	416	410	444	435
出会い系サイト規制法違反		367	349	412	464	363
商標法違反		192	126	119	212	184
その他		748	629	842	944	1,268

注1 : 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪
2~4: 4頁参照

(1) サイバー犯罪の検挙状況

平成24年中のサイバー犯罪の検挙件数は7,334件と、前年より1,593件（27.7%）増加して過去最多となり、さらに14年中の1,606件から10年間で約4.6倍となった。

① 不正アクセス禁止法違反

24年中の不正アクセス行為の禁止等に関する法律（以下「不正アクセス禁止法」という。）違反の検挙件数は543件と、前年より295件（119.0%）増加し、検挙人員は154人と、前年より40人（35.1%）増加して、いずれも過去最多となった。また、24年5月の改正不正アクセス禁止法の施行により新たに処罰対象となった識別符号取得行為、識別符号保管行為及びフィッシング^{注1}行為について、それぞれ2件検挙した。

② コンピュータ・電磁的記録対象犯罪、不正指令電磁的記録に関する罪

24年中の刑法に規定されているコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪及び不正指令電磁的記録に関する罪（いわゆるコンピュータ・ウイルスに関する罪）の検挙件数は178件と、前年より73件（69.5%）増加した。このうち、不正指令電磁的記録に関する罪の検挙件数は41件であった。

③ ネットワーク利用犯罪^{注2}

24年中のネットワーク利用犯罪の検挙件数は6,613件と、前年より1,225件（22.7%）増加し、過去最多となった。特徴として、ネットワーク利用詐欺の検挙件数が1,357件と、前年より458件（50.9%）増加する一方、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）違反の検挙件数は363件と、前年より101件（21.8%）減少した。

(2) 平成24年中のサイバー犯罪の事例

① インターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件

平成24年6月から同年9月にかけて発生したインターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件について、神奈川県警察、大阪府警察、警視庁及び三重県警察は、威力業務妨害罪等で4人の男性を逮捕した。しかし、その後の捜査で、逮捕された4人が使用していたコンピュータが市販のウイルス対策ソフトでは検知できない不正プログラムに感染し、第三者に遠隔操作されるなどしており、4人は本事件に関与していなかったことが判明した。

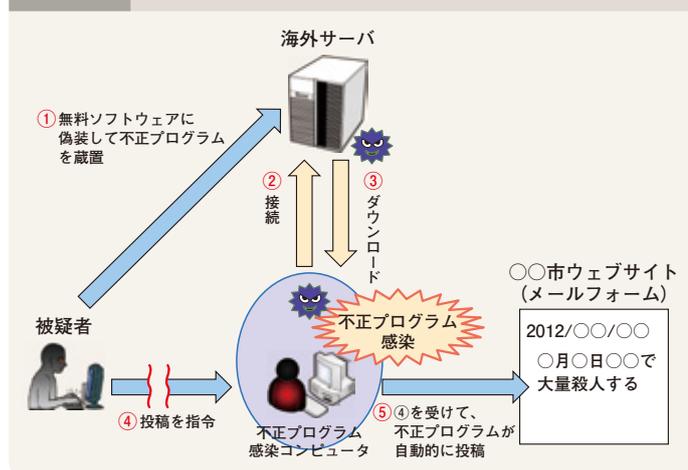
当該4都府県警察では、本件を検証し、警察庁では、サイバー犯罪捜査に関する知識の底上げ、証拠の総合的な評価等の再発防止策を全国警察に指示した。

25年2月、当該4都府県警察による合同捜査本部は、当該不正プログラムを使用して犯行予告を行った被疑者を威力業務妨害罪で逮捕した。

② IT企業によるスマートフォンを対象とした不正指令電磁的記録保管等事件

スマートフォン内の電話帳データを抜き取るアプリを作成してウェブサーバに保管し、「電波状況が改善するアプリ」などと偽って、当該アプリを保管したウェブサーバのURLを記載した電子メールを不特定多数に送信し、有益なアプリと誤信したメール受信者に当該アプリをダウンロードさせた事件について、京都府警察は、24年10月から同年11月にかけて、会社社員の男（30）ら5人を不正指令電磁的記録保管罪等で逮捕した。

図 I-2 遠隔操作可能な不正プログラムの動作（概略）



注1：アクセス管理者になりすまし、当該アクセス制御機能に係る識別符号の入力を求める行為をいう。いわゆるフィッシングサイトを公衆が閲覧できる状態に置く行為等

注2：その実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪

2 サイバー攻撃の情勢

インターネットが国民生活や経済活動に不可欠な社会基盤として定着する中で、我が国の政府機関、民間企業等に対するサイバー攻撃が発生している。特に、重要インフラ^(注1)の基幹システム^(注2)を機能不全に陥れ、社会機能を麻痺させる電子的攻撃であるサイバーテロ^(注3)や、情報通信技術を用いた^{ちよう}謀報活動であるサイバーインテリジェンスの脅威は、国の治安や安全保障に影響を及ぼしかねない問題となっている。

(1) サイバー攻撃の手法

① サイバーテロの手法

情報通信技術が浸透した現代社会においては、私たちの生活に不可欠な電力、ガス、水道等の重要インフラも、情報システムによって支えられている。

こうした中、重要インフラの基幹システムに対するサイバー攻撃によりインフラ機能の維持やサービスの供給が困難となり、国民の生活や経済活動に重大な被害をもたらすサイバーテロの脅威は正に現実のものとなっている。これまで、我が国では、重要インフラの基幹システムに対するサイバー攻撃により社会的混乱が生じるようなサイバーテロの被害は生じていないが、海外では、金融機関のシステムや原子力発電所の制御システムの機能不全を引き起こす事案が発生している。



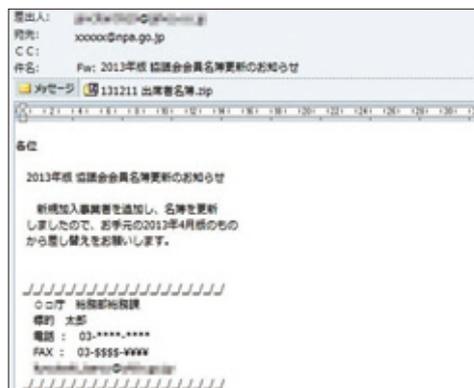
機能不全を起こした韓国金融機関のATM（アフロ）

サイバーテロに用いられるおそれのある手法としては、攻撃対象のコンピュータに対して、複数のコンピュータから一斉に大量のデータを送信して負荷を掛けるなどして、攻撃対象のコンピュータによるサービスの提供を不可能にするDDoS^(注4)攻撃や、セキュリティ上のぜい弱性を悪用するなどしてコンピュータに不正に侵入したり、不正プログラムに感染させたりすることなどにより、管理者や利用者の意図しない動作を当該コンピュータに命令する手法等がある。

② サイバーインテリジェンスの手法

近年、情報を電子データの形で保有することが一般的となっている中、軍事技術への転用も可能な先端技術や、外交交渉における国家戦略等の機密情報の窃取を目的として行われるサイバーインテリジェンスの脅威が、世界各国で問題となっている。

サイバーインテリジェンスに用いられる手法としては、業務に関連した正当なものであるかのように装いつつ、市販のウイルス対策ソフトでは検知できない不正プログラムを添付した電子メールを送信し、これを受信したコンピュータを不正プログラムに感染させるなどして、情報の窃取を図る標的型メール攻撃が代表的である。



標的型メールの例

警察では、平成24年中に、1,009件の標的型メールが我が国の民間事業者等に送付されていたことを把握している。これらの中には、部外者からの問合せを受け付ける公開メールアドレスに、正当な問合せを装いながら電子メールのやりとりをした後に不正プログラムを添付した電子メールを送付するなど巧妙な手法のものも存在した。

注1：情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス（地方公共団体を含む。）、医療、水道、物流の各分野における社会基盤

注2：国民生活又は社会経済活動に不可欠な役務の安定的な供給、公共の安全の確保等に重要な役割を果たす情報システム

注3：重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの

注4：Distributed Denial of Service の略

図 I-3 警察が民間事業者等との情報共有によって把握した標的型メールの数

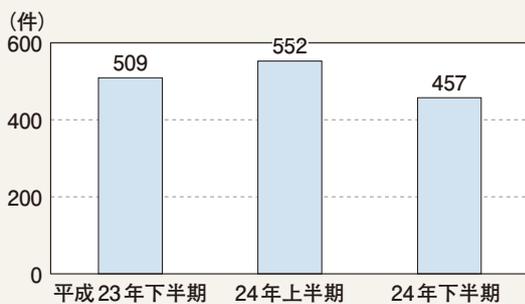
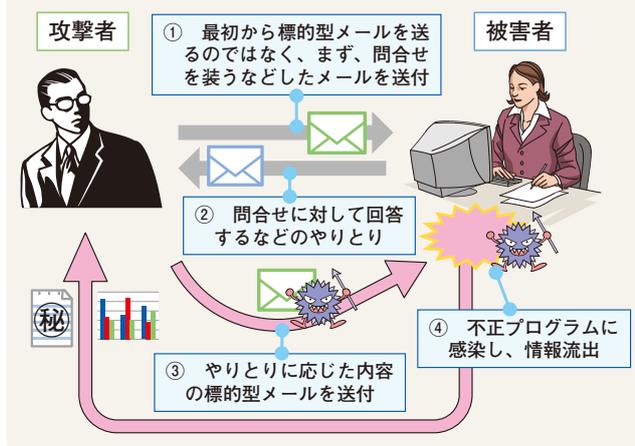


図 I-4 「やりとり型」の標的型メール攻撃



(2) 平成24年中のサイバー攻撃の事例

① 尖閣諸島をめぐる情勢との関連が疑われるサイバー攻撃事案

平成24年9月、我が国固有の領土である尖閣諸島の政府による所有権の取得を始めとした一連の情勢を受け、中国のチャットサイト等において、我が国に対するサイバー攻撃が呼び掛けられた。その後、裁判所や大学病院等のウェブサイトが改ざんされたほか、総務省等のウェブサイトが、アクセスの集中によって閲覧困難となるなど、一連の情勢との関連が疑われる被害が発生した。



改ざんされたウェブサイト（時事）

② 宇宙航空研究開発機構（JAXA）に対するサイバー攻撃事案

24年1月、JAXAに対して標的型メール攻撃が行われ、職員のコンピュータが不正プログラムに感染したことにより、当該コンピュータの中に入っていた情報、業務中に表示した画面情報、当該コンピュータからアクセスしたシステムへのログイン情報等が23年7月から同年8月までの間、外部に流出していたことが判明した。さらに、24年11月にも、職員のコンピュータが不正プログラムに感染し、ロケットの仕様や運用に関わる情報が流出した可能性があることが判明した。

コラム ① 海外におけるサイバー攻撃への対応

海外においても、サイバー攻撃は軍事的脅威と位置付けられるなど、危機管理や安全保障上の観点からも深刻な脅威であると認識され、関連情報の収集・分析が行われている。米国国防総省は、平成24年5月、中国をめぐる軍事・安全保障問題に関する年次報告書において、「2011年中に各国で発生した情報システムへの侵入・情報窃取事案の多くは、中国国内に源を発している」「中国は、機密情報を収集する手段としてサイバー空間での工作活動を展開しているとみられる」などとして警鐘を鳴らした。

第2節

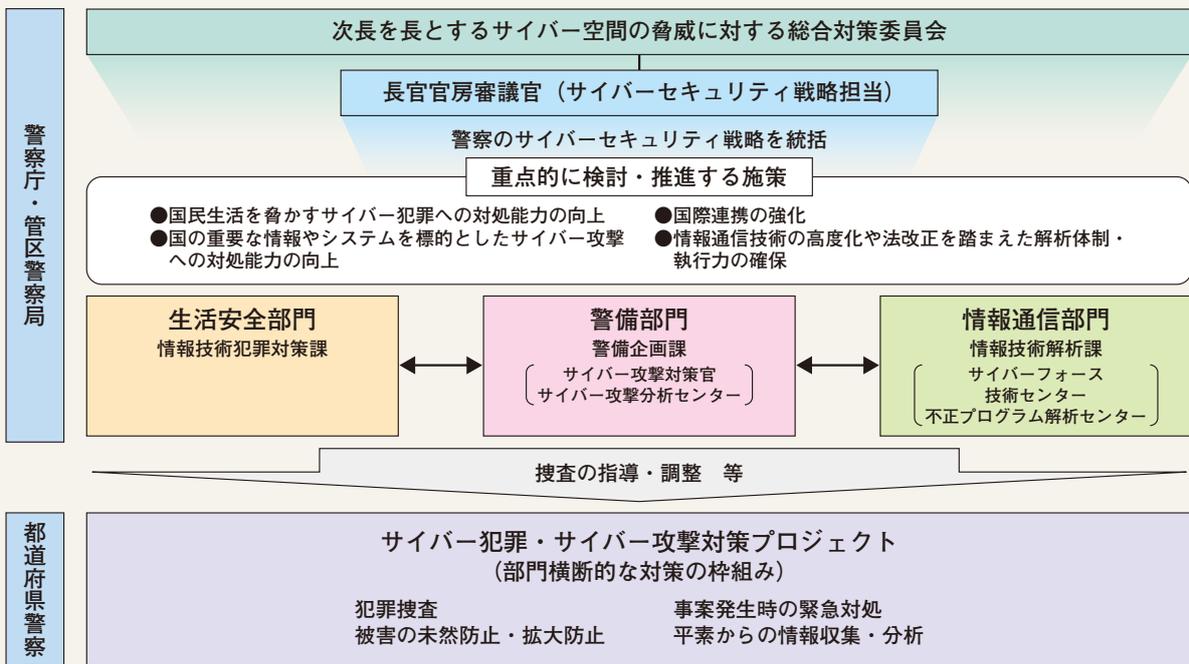
サイバー空間の脅威への対策

1 サイバーセキュリティ対策の強化

警察では、サイバー犯罪対策を担当する生活安全部門、サイバー攻撃対策を担当する警備部門及び両部門に対する技術的な支援を行う情報通信部門が相互に連携してサイバー空間の脅威に対処している。

平成24年7月、サイバー空間における脅威に対処するための数多くの困難な課題に対して戦略的かつ全庁的な対応を強化するため、警察庁では、新たにサイバーセキュリティ戦略を統括する長官官房審議官を置いた。同審議官の下、組織横断的な体制を構築し、サイバー犯罪やサイバー攻撃への対処能力の向上、国際連携の強化及び情報通信技術の高度化や法改正を踏まえた解析体制・執行力の確保に関する施策を重点的に検討・推進している。

図 I-5 警察におけるサイバーセキュリティ対策の推進体制



2 サイバー犯罪対策

(1) インターネット上の違法情報^(注1)・有害情報^(注2) 対策

インターネット上には膨大な量の情報が流通しており、違法情報・有害情報の中には海外に設置されたウェブサーバに蔵置されているものもあるなど、その対策には警察と民間事業者等との連携が不可欠である。そのため、我が国でも諸外国と同様、ホットライン^(注3)業務を民間団体へ委託して運用している。また、違法情報・有害情報対策は、関係都道府県警察が捜査の重複を避けつつ、連携して対処する必要があることから、全国協働捜査方式^(注4)を活用し、効率的な取締りを行っている。

注1：児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚醒剤等規制薬物の販売に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報

2：違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報

3：インターネット利用者からインターネット上の違法情報・有害情報事案に関する通報を受理し、一定の基準により、それらの情報に関する違法情報・有害情報の該当性判断を行い、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行う仕組み

4：インターネット・ホットラインセンターから警察庁に通報される違法情報・有害情報について効率的な捜査を進めるため、違法情報・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式。違法情報については平成23年7月から、有害情報については24年4月から、それぞれ本格実施している。

① インターネット・ホットラインセンターにおける取組等

警察庁では、一般のインターネット利用者等から、違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンター（IHC）の運用を、平成18年6月から開始した。運用開始以降、IHCにおける取組が、被疑者の検挙や違法情報・有害情報の削除に結び付くなど、その取組は一定の成果を上げている。

また、外国のウェブサーバに蔵置された児童ポルノについても、IHCが、19年3月に各国のホットライン相互間の連絡組織として設置されたINHOPE^(注)に加盟し、INHOPE加盟団体に対して削除に向けた措置を依頼するなど、INHOPE加盟団体との連携による取組を推進している。

IHCが、24年中に受理した通報は19万6,474件で、このうち、違法情報は3万8,933件、有害情報は1万2,003件であった。また、IHCが削除依頼を行った違法情報1万7,503件のうち1万5,872件が削除されており、削除率は90.7%であった。有害情報については、7,738件のうち6,167件が削除されており、削除率は79.7%であった。

しかしながら、削除依頼を行ったにもかかわらず、削除されなかった違法情報・有害情報が、相当数インターネット上に流通したままになっている。こうした情報を放置することは、犯罪等を誘発することにつながるため、合理的な理由もなく違法情報の削除依頼に応じない悪質なサイト管理者の検挙を始めとした積極的な措置を講じていくこととしている。

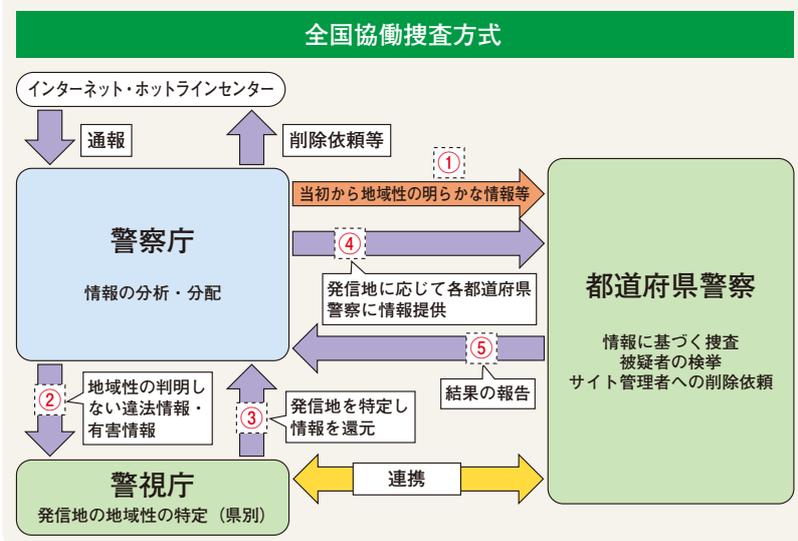
② 違法情報・有害情報の効率的な取締り

警察では、IHCからの通報等により、違法情報・有害情報の把握に努めるとともに、全国協働捜査方式の活用等により、効率的な違法情報の取締り及び有害情報を端緒とした取締りを推進している。24年中のIHCからの通報に基づく検挙件数は3,303件と、前年より1,704件（106.6%）増加した。

図 I-6 インターネット・ホットラインセンターにおける取組



図 I-7 全国協働捜査方式の概要



注：International Association of Internet Hotlines（旧名称は、Internet Hotline Providers in Europe Association）。平成11年に設立され、25年3月現在、43団体（37の国・地域）から成る国際組織

③ 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第2次）」の策定

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づき、24年7月、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第2次）」が策定された。これに基づき、警察では、サイバー防犯ボランティア育成・支援の推進、社会総がかりで取り組むための広報啓発の実施、フィルタリング^(注1)提供義務等の実施徹底等の施策を推進している。

(2) 不正アクセス対策

① 不正アクセス禁止法違反事件発生状況の特徴

平成24年中に不正アクセス行為を認知した事件のうち、不正アクセス行為後の行為については、「オンラインゲーム、コミュニティサイト^(注2)の不正操作」が662件(52.9%)と最多であった。また、検挙事件を調査したところ、犯行に利用された識別符号の入手の手口については、「言葉巧みに利用権者等から聞き出した又はのぞき見たもの」が229件(43.0%)と最多であった。

表 I-2 不正アクセス行為に係る犯行の手口の内訳

区分	年次	23	24
識別符号窃用型 (件)		241	532
言葉巧みに利用権者から聞き出した又はのぞき見たもの		29	229
利用権者のパスワードの設定、管理の甘さにつけ込んだもの		59	122
識別符号を知り得る立場にあった元従業員や知人などによるもの		52	101
スパイウェア等のプログラムを使用して識別符号を入手したもの		1	29
共犯者等から入手したもの		38	22
フィッシングサイトにより入手したもの		59	18
他人から購入したもの		0	0
ファイル交換ソフトや暴露ウイルスで流出した識別符号を含む情報を利用したもの		0	0
その他		3	11
セキュリティ・ホール攻撃型 (件)		1	1
合計 (件)		242	533

事例 ①

Case

男子高校生(17)は、通学路等付近においてセキュリティ設定のない複数の無線LANを無断利用してインターネットに接続し、第三者のメールアドレスに対して不正アクセスを行い、嫌がらせメールを送信するなどした。24年7月、不正アクセス禁止法違反等で検挙した(警視庁)。

事例 ②

Case

無職の男(42)ら6人は、不正に入手した大手チケット販売サイトの会員IDやパスワードを利用し、同サイトに対して不正アクセスを行い、登録されているクレジットカード情報を利用して、観劇チケット等をだまし取った。24年10月、不正アクセス禁止法違反及び電子計算機使用詐欺罪で逮捕した(広島)。

事例 ③

Case

男子中学生(14)は、大手コミュニティサイトの運営者になりすまし、同サイトの識別符号を不正に取得するため、海外のレンタルサーバ上に同サイトのログイン画面に酷似したフィッシングサイトを構築した。24年12月、不正アクセス禁止法違反で検挙した(熊本)。

② 不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会

23年6月、警察庁、総務省及び経済産業省が主体となって、社会全体としての不正アクセス防止対策の推進に当たって必要となる施策に関して、現状の課題や改善方策について官民の意見を集約するため、民間事業者等と共に不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会を設置した。同年12月には「不正アクセス防止対策に関する行動計画」が取りまとめられ、24年9月には、同計画に基づいた取組の成果の一部として、ID・パスワードの適切な管理方法、ウイルス対策等の情報セキュリティに関する情報を掲載した情報セキュリティ・ポータルサイト「ここからセキュリティ!」^(注3)を公開した。

注1：インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス

2：SNS(19頁参照)、プロフィールサイト等、ウェブサイト内で多人数とコミュニケーションがとれるウェブサイトのうち、出会い系サイトを除いたものの総称

3：<http://www.ipa.go.jp/security/kokokara/>

(3) 出会い系サイト等に起因する各種事犯の発生状況及び対策

① 出会い系サイト等に起因する事犯の発生状況

平成24年中の出会い系サイト^(注1)に起因する事犯の検挙件数は848件と、前年より156件(15.5%)減少し、19年から6年連続して減少している。さらに、コミュニティサイトに起因して児童(18歳未満の者をいう。以下同じ。)が被害に遭った一定の事件^(注2)として警察庁に報告のあった検挙件数は1,311件であり、前年より110件(7.7%)減少し、2年連続して減少している。

また、24年中に出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童は218人と、前年より64人(22.7%)減少している。さらに、コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童は20年から22年まで増加の一途であったが、23年に初めて減少に転じ、24年も1,076人と前年より9人(0.8%)減少した。

被害児童数について罪種別で見ると、出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童については、児童買春の被害児童が117人(53.7%)と最も多く、

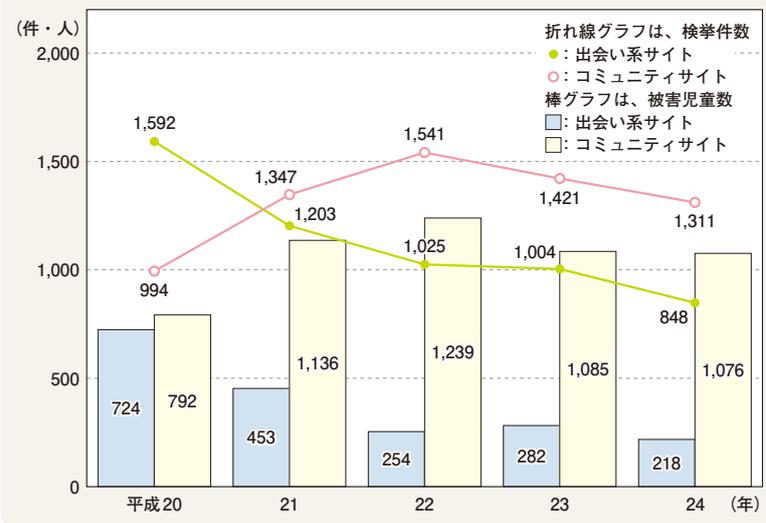
コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童については、いわゆる青少年保護育成条例違反(みだらな性行為等違反等)の被害児童が596人(55.4%)と最も多くなっている。

年齢別にみると、15歳以下の被害児童数については、出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童は85人(39.0%)であるのに対し、コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童は550人(51.1%)となっており、コミュニティサイトに起因する被害児童の方が低年齢層の割合が高くなっている。

② 出会い系サイト等への対策

警察では、出会い系サイト等に起因する事犯の検挙を推進するとともに、コミュニティサイトに関する児童被害防止に向けた対策として、フィルタリングの普及徹底や民間事業者による実効性あるゾーニング^(注3)の自主的導入の推進のほか、民間事業者の規模、態様及び児童被害等の防止に向けた取組状況に応じたミニメール^(注4)内容確認の支援等に係る取組を継続して推進している。

図 I - 8 出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の検挙件数及び被害児童数の推移(平成20～24年)



注1：面識のない異性との交際(以下「異性交際」という。)を希望する者(以下「異性交際希望者」という。)の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれを伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供するウェブサイト

2：児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。)違反、児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反及び重要犯罪(殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐及び強制わいせつ)に係る事件

3：利用者の年齢等属性に応じて利用可能なサービスを区別して設定すること

4：コミュニティサイト内において、会員同士でメッセージの送受信ができる機能

(4) 官民の連携

① 総合セキュリティ対策会議

警察庁では、情報通信ネットワークの安全性・信頼性を確保することを目的として平成13年度から総合セキュリティ対策会議を開催し、情報セキュリティに関する産業界等と政府機関との連携の在り方、特に警察との連携の在り方について有識者等による検討を行っている。

同会議における提言を受け、これまでに、IHCの設置、インターネット上の自殺予告への対応体制の整備、ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害対策協議会の発足、民間の自主的な取組によるインターネット上の児童ポルノの閲覧防止措置（ブロッキング）の実施支援、不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会の設置等の具体的な施策を講じてきた。

24年度の同会議では、「官民が連携した違法・有害情報対策の更なる推進」をテーマに、違法情報・有害情報に関連した検討を行った。また、インターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件を受けて、「サイバー犯罪捜査の課題と対策」を追加テーマとし、検討を行った。

その結果、報告書が以下のとおり取りまとめられ、公表された。

図 I-9 平成24年度総合セキュリティ対策会議報告書の概要

官民が連携した違法・有害情報対策の更なる推進について

▶インターネット上の広告業界との連携の在り方及び自主的取組の促進について

- 広告収入を目的とした悪質サイトを減少させるため、IHCからの削除依頼に応じず、違法情報・有害情報を放置する悪質サイトの情報をインターネット上の広告業界に対して提供することが望ましい。
- IHCからの情報提供を受け、各広告事業者が契約約款や規約等に基づき、自主的に悪質サイトへの広告配信停止等の措置を速やかに執ることが望ましい。

▶匿名サイトにおける自主的管理強化の促進について

- 電気通信事業関連4団体から電子掲示板管理者等に対して「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を普及促進するための啓発活動を強化することが望まれる。

新たなサイバー犯罪に関する課題と今後の対策について

▶高度匿名化技術の悪用への対策について

- 高度匿名化技術の1つであるTorは、情報統制が行われている海外の国々において、インターネット上での自由な活動と当該活動におけるプライバシーの保護等の目的で利用されている。Torの犯罪への悪用を防ぐため、Torによる通信によって被害を受けるおそれのあるサイト等当該サイトの特性に応じ、サイト管理者等が自主的判断により、Torを用いた通信を技術的に遮断することすれば、犯罪抑止の観点から一定の効果があると考えられる。

▶コンピュータ・ウイルス対策について

- 警察と民間事業者であるアンチウイルスベンダー等との情報提供枠組みを構築することは、被害拡大防止になり、また、警察による犯罪捜査、抑止活動等が一層効果的になるものと考えられる。
- 警察の捜査の過程で把握されたコンピュータ・ウイルスに係る情報やアンチウイルスベンダー等から提供された情報をデータベース化することで、新たな事案において発見されたコンピュータ・ウイルスとの照合が可能となる。

② サイバー犯罪に対する警察と民間事業者の共同対処

潜在化しやすく、また、ますます巧妙化するサイバー犯罪に的確に対処するためには、警察と民間事業者が信頼関係を構築する必要があることから、警察では、サイバー犯罪の警察への通報促進、民間事業者の捜査協力による積極的な事件化等を柱とする民間事業者との共同対処の取組を推進し、サイバー犯罪の潜在化の防止、捜査活動の効率化及びサイバー犯罪の再発防止を図っている。

③ 広報啓発

警察では、情報セキュリティに関する国民の知識やサイバー空間における規範意識の向上を図るため、警察やプロバイダ連絡協議会^(注1)等が主催する研修会等の機会を利用した情報セキュリティ・アドバイザーによる講演のほか、警察庁ウェブサイト (<http://www.npa.go.jp/cyber/>)、広報啓発用パンフレット、情報セキュリティ対策DVD^(注2)等により、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法情報・有害情報の現状、対策等について周知を図っている。

注1：関係機関、プロバイダ、消費者団体等で構成され、サイバー犯罪の情勢や手口、サイバー犯罪被害防止等に関する情報交換を行っているほか、講習会等の実施、一般向け広報資料の作成等を実施している。

2：サイバー犯罪やインターネット上のトラブルへの対処法をドラマ仕立てで分かりやすく解説した映像教材

3 サイバー攻撃対策

警察では、警察庁や都道府県警察に、サイバー攻撃対策を担当する組織を新設するなど体制の強化を行ったほか、外国治安情報機関との捜査や情報収集に関する協力を強化したり、民間事業者等との協力関係を確立して被害の未然防止を図ったりするなど、サイバー攻撃をめぐる新たな情勢に応じた施策に取り組んでいる。

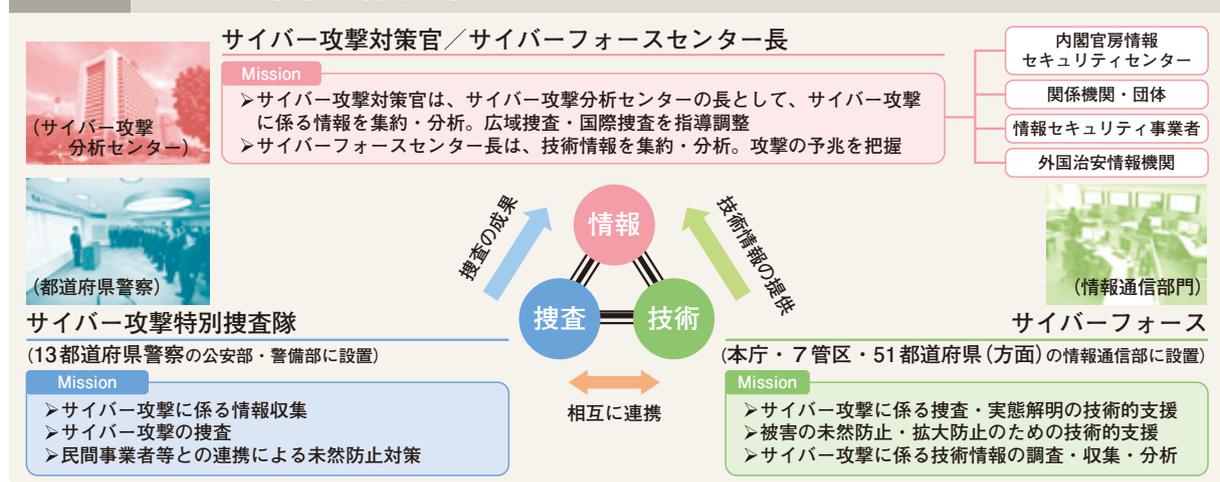
あわせて、都道府県警察に、警備部門、生活安全部門、情報通信部門等の職員により構成される部門横断的な体制を設置するなどして、各部門が連携し、サイバー攻撃の実態解明や被害の未然防止等の総合的なサイバー攻撃対策を推進している。

(1) 体制の強化

警察庁では、平成25年5月、サイバー攻撃対策官を設置し、都道府県警察が行う捜査に対する指導・調整、官民連携や外国治安情報機関との情報交換に当たらせるとともに、これを長とするサイバー攻撃分析センターを設置し、サイバー攻撃に係る情報の集約・分析機能を強化している。

さらに、同年4月、政府機関、重要インフラ事業者、先端技術を有する事業者等が多く所在している13都道府県警察において、サイバー攻撃特別捜査隊を設置した。サイバー攻撃特別捜査隊は、サイバー攻撃捜査に関する専門的な知識、技能及び経験をいかし、設置された都道府県におけるサイバー攻撃対策のみならず、他の都道府県警察に対して技能・技術・体制面の支援を行うことにより、全国のサイバー攻撃事案に対する捜査能力の向上を図るほか、情報収集活動の推進や民間事業者等との協力関係の確立においても、中核的な役割を果たすこととしている。

図 I-10 サイバー攻撃対策の推進体制



(2) 実態解明の推進

警察では、違法行為に対する捜査を推進するとともに、サイバー攻撃を受けたコンピュータや不正プログラムを解析するなどして、攻撃者及び手口に関する実態解明を進めている。サイバー攻撃事案を捜査する過程で攻撃の発信元等が海外のコンピュータであることが判明した場合には、国際刑事警察機構（ICPO^(注)）等を通じた国際捜査協力の要請を行っているほか、外国治安情報機関等との情報交換を行うことなどにより、サイバー攻撃の実態解明を推進している。

注：International Criminal Police Organizationの略

事例 Case

平成24年1月、オランダにおいて、同国の通信事業者の情報システムが外部から不正に侵入され、当該事業者が情報システムの一時停止を余儀なくされたことにより、約200万の電子メールアドレスへの通信が中断されるなど、多くの利用者が影響を受けるサイバー攻撃事案が発生した。我が国の警察が、同国からの捜査共助要請を受け、所要の捜査を行ったところ、攻撃の一部について我が国のコンピュータがいわゆる踏み台となっていた可能性が高いことが判明したことから、オランダ国家警察に捜査結果について情報提供を行うとともに、攻撃の踏み台となったコンピュータの管理者に対してセキュリティ上の指導を行った（宮城）。



外国捜査機関との連携

(3) 技術的基盤の整備

① サイバーフォース

警察では、サイバー攻撃対策の技術的基盤として、警察庁情報通信局及び各都道府県情報通信部等^(注1)にサイバーフォースと呼ばれる技術部隊を設置しており、都道府県警察に対する技術支援を実施している。また、警察庁のサイバーフォースは、サイバーフォースセンターとして全国のサイバーフォースの司令塔の役割を担っており、サイバー攻撃発生時においては技術的な緊急対処^(注2)の拠点として機能するほか、24時間体制でサイバー攻撃の予兆・実態把握、標的型メールに添付された不正プログラム等の分析、全国のサイバーフォースに対する指示等を行っている。

図 I-11 サイバーフォースの役割



② リアルタイム検知ネットワークシステム

サイバーフォースセンターでは、インターネットとの接続点に設置したセンサーに対するアクセス情報等を集約・分析することで、DoS^(注3)攻撃の発生や不正プログラムに感染したコンピュータの動向等の把握を可能とするリアルタイム検知ネットワークシステムを24時間体制で運用している。このシステムにより分析した結果を、インターネット観測結果として重要インフラ事業者等への情報提供に活用するほか、警察庁セキュリティポータルサイト「@police」^(注4)で広く一般に公開している。



サイバーフォースにおけるリアルタイム検知ネットワークシステムの運用状況

注1：管区警察局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部

2：被害状況の把握、被害拡大の防止、証拠保全等

3：Denial of Serviceの略。特定のコンピュータに対し、大量のアクセスを繰り返し行い、コンピュータのサービス提供を不可能にするサイバー攻撃

4：http://www.npa.go.jp/cyberpolice/

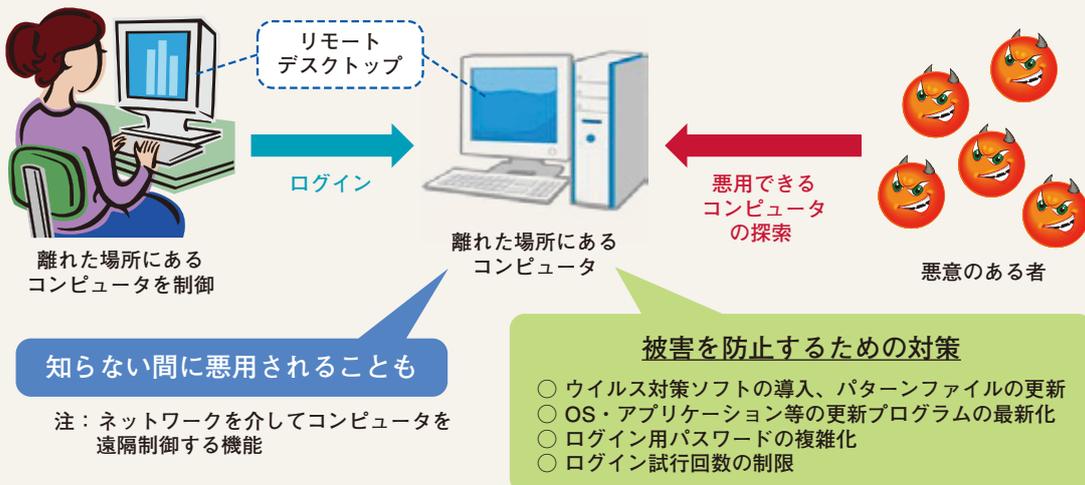
コラム ②平成24年中のインターネット観測結果

サイバーフォースセンターでは、平成24年中に、インターネットとの接続点に設置したセンサーに対して一つのセンサー当たり約5分20秒に1回の割合という高い頻度で日本国内のみならず世界中から不審なアクセスが行われていることを観測した。このことから、一般のコンピュータに対しても、コンピュータの所有者が意図しないアクセスが継続して行われていると推察される。

特に、24年中は、リモートデスクトップ機能を狙ったと思われるアクセスが増加し、23年中の2倍以上になった。リモートデスクトップ機能は、離れた場所にあるコンピュータの管理等のために多く利用され、便利な機能であるが、他人に悪用された場合には、コンピュータを乗っ取られてしまうおそれがある。そのため、他人のコンピュータを悪用しようとする者が悪用できるコンピュータを探索するために無作為にアクセスしていると考えられる。また、リモートデスクトップ機能を狙って攻撃する不正プログラムによるとみられるアクセスも多数観測している。

このようなインターネット上の脅威からの被害を防ぐためには、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを最新の状態に保つとともに、OSやアプリケーションの更新プログラムを最新の状態にしておくなどの基本的なセキュリティ対策をとるほか、リモートデスクトップ機能を利用する場合は、ログイン用パスワードを複雑なものとし、ログイン試行回数の制限を設定するなどの措置を執ることが重要である。

図I-12 リモートデスクトップ機能^(注)を狙ったアクセス及び被害を防止するための対策



(4) 民間事業者等との連携による被害の未然防止

サイバー攻撃に対処するためには、警察による取組のみならず、官民を挙げ、社会全体で対処していくことが重要である。警察では、サイバー攻撃による被害の未然防止及び発生時における的確な対処のため、民間事業者等と協力関係を確立し、その知見を活用するなどの様々な対策を推進している。



事業者との共同訓練

① サイバーテロ対策協議会

警察は、サイバーテロの標的となるおそれのある重要インフラ事業者等との間で構成するサイバーテロ対策協議会を全ての都道府県に設置している。また、この協議会の枠組み等を通じ、個別訪問によるサイバーテロの脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行っている。さらに、サイバーテロの発生を想定した共同訓練やサイバーテロ対策セミナーを実施し、サイバー攻撃のデモンストレーションや事案対処シミュレーション等を行うことにより、緊急対処能力の向上に努めている。



サイバーテロ対策協議会

このほか、警察では平素から、事業者等に対し、事案発生時における警察への通報を要請するとともに、我が国の事業者等に対するサイバー攻撃の呼び掛け等を警察が認知した場合は、攻撃対象とされた事業者等に対して速やかに注意喚起を行い、被害の未然防止を図っている。

② サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク

警察は、情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する全国約4,900の事業者等との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行うサイバーインテリジェンス情報共有ネットワークを構築している。警察では、このネットワークを通じて事業者等から提供された情報を集約するとともに、これらの事業者等から提供された情報及びその他の情報を総合的に分析し、事業者等に対し、分析結果に基づく注意喚起を行っている。



不正プログラム対策協議会

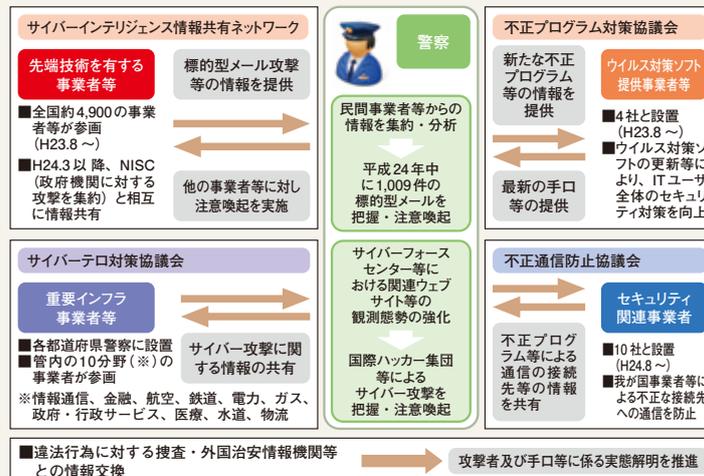
③ 不正プログラム対策協議会

警察では、ウイルス対策ソフト提供事業者等との間で、不正プログラム対策協議会を設置しており、不正プログラム対策に関する情報共有を行っている。特に、警察からは、市販のウイルス対策ソフトで検知できない新たな不正プログラムに関する情報や未知のぜい弱性に関する情報を提供し、情報セキュリティ対策の向上を図っている。

④ 不正通信防止協議会

警察ではセキュリティ監視サービス又はセキュリティ事案に対処するサービスを提供する事業者との間で、平成24年8月からサイバーインテリジェンス対策のための不正通信防止協議会を設置しており、標的型メール攻撃等に利用される不正プログラムの接続先等の情報を共有することにより、我が国の事業者等が不正な接続先へ通信を行うことを防止している。

図 I-13 サイバー攻撃対策に関する官民一体となった取組



4 犯罪の取締りへの技術支援

コンピュータ、携帯電話等の電子機器が一般に普及するとともに、情報通信技術の進展によりスマートフォンのような新たな電子機器が登場し、あらゆる犯罪に悪用されるようになってきており、こうした犯罪の取締りにおいても高度な技術的知見が必要となっている。このため、警察では、警察庁情報通信局及び各都道府県情報通信部等に情報技術解析課を設置し、都道府県警察が行う犯罪捜査に対して、捜索差押え現場でコンピュータ等を適切に差し押さえるための技術的指導や押収した携帯電話等から証拠となる情報を取り出すための解析を実施する技術支援を行っている。

その中でも警察庁情報通信局には、高度かつ専門的な知識及び技術を有する職員を配置するとともに、高性能の解析用資機材を整備し、破損したハードディスク等に記録された情報の抽出・解析、不正プログラムの解析等の特に高度な技術を要する情報技術の解析を実施して、犯罪の取締りを支えている。例えば、海中に水没して塩分が付着し、起動できない状態になった電子機器を、空気中のほこり等を排除できるクリーンルーム内で分解して洗浄し、データを抽出できる状態にするなどの特殊な解析作業も行っている。



クリーンルームでの解析作業

事例

Case

男子高校生（17）ら2人による不正指令電磁的記録作成・同供用及び不正アクセス禁止法違反事件に対し、秋田県情報通信部は、平成24年10月から同年11月にかけて、他人のIDやパスワードを不正に取得するために用いられた不正プログラムの解析等の技術支援を行った。この結果、不正プログラムの挙動が解明され、同事件の検挙に貢献した（秋田）。

5 国際的なサイバー犯罪捜査協力の推進

国境を越えて行われるサイバー犯罪に関し、国内における捜査で犯人を特定できないときは、外国捜査機関の協力を求める必要がある。

警察庁では、サイバー犯罪に関する条約^(注1)、刑事共助条約（協定）^(注2)、ICPO、サイバー犯罪に関する24時間コンタクトポイント^(注3)等の国際捜査共助の枠組みを活用し、国境を越えて行われるサイバー犯罪に対処している。

また、G8ローマ/リヨン・グループ^(注4)に置かれたハイテク犯罪サブグループ等の国際会議や外国捜査機関との協議を通じ、外国捜査機関職員との情報交換、協力関係の確立等に積極的に取り組んでいる。

さらに、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議を平成12年度から毎年度開催し、解析技術やサイバー犯罪捜査に係る知識・経験等の共有を図っている。また、アジア大洋州地域の14の国・地域の治安機関を結ぶサイバー犯罪技術情報ネットワークシステム（CTINS^(注5)）の運用、外国治安機関の情報技術解析部門との協議等を通じ、国際連携を推進している。

注1：サイバー犯罪から社会を保護することを目的として、コンピュータ・システムに対する違法なアクセス等一定の行為の犯罪化、コンピュータ・データの迅速な保全等に係る刑事手続の整備、犯罪人引渡し等に関する国際協力等につき規定している。平成24年11月1日に我が国について発効した。

2：捜査共助の実施を条約上の義務とすることで捜査共助の一層確実な実施を期するとともに、捜査共助の実施のための連絡を外交当局間ではなく、条約が指定する中央当局間で直接行うことにより、手続の効率化・迅速化を図るもの

3：9年12月のG8司法内務閣僚会合で策定された「ハイテク犯罪と闘うための原則と行動計画」に基づき設置されたもので、25年5月現在、61の国・地域に設置されている。

4：昭和53年にボン・サミットを契機に発足したG8テロ専門家会合（G8ローマ・グループ）と平成7年にハリファックス・サミットで設置されたG8国際組織犯罪対策上級専門家会合（G8リヨン・グループ）が13年の米国同時多発テロ事件以降合同で開催されているもので、国際組織犯罪対策やテロ対策等について検討している。

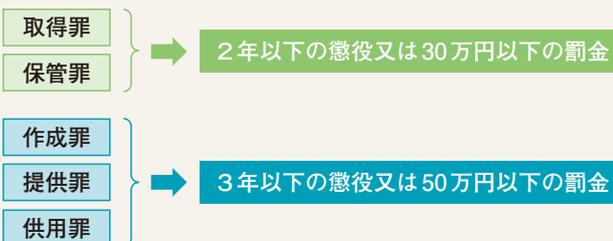
5：Cybercrime Technology Information Network Systemの略。電子掲示板やデータ共有等の機能を備え、暗号化されたネットワークにより、各国の担当官が安全に情報をやり取りできる手段を提供している。

コラム ③不正プログラム対策

(1) 不正指令電磁的記録に関する罪の新設

近年におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪の実情に鑑み、情報処理の高度化に伴う犯罪に適切に対処するとともにサイバー犯罪に関する条約を締結するため、第177回国会において、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律が成立した。法改正により新たに設けられた不正指令電磁的記録に関する罪は図I-14の5種類で、平成23年7月14日から施行された。

図I-14 不正指令電磁的記録に関する罪の種類



(2) 不正指令電磁的記録に関する罪に関する検挙事例

① ストーカー行為に係る不正指令電磁的記録供用等事件

会社員の男(31)は、元交際相手のコンピュータに仕掛けたキーロガー^(注)及びクラウドサービスプログラムにより、元交際相手が入力した情報を収集するとともに、当該情報をウェブサーバに送信させて情報を盗み見た。平成24年6月、不正指令電磁的記録供用罪等で検挙した(神奈川)。

② 少年による不正指令電磁的記録供用事件

男子中学生(15)は、コンピュータの背景画像を別の画像に置き換える不正プログラムをアップロードサイトに保存した上で、自己のブログに同サイトのURLを書き込み、オンラインゲームのツールと偽って第三者にダウンロードさせた。24年9月、不正指令電磁的記録供用罪で検挙した(長野)。

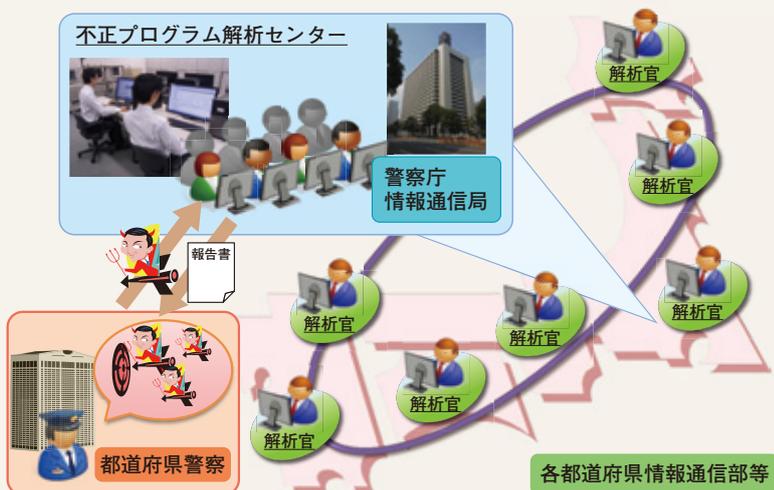
(3) 不正プログラムの解析体制の強化

不正指令電磁的記録に関する罪の新設や不正プログラムを使用したサイバーインテリジェンスである標的型メール攻撃の頻発、スマートフォンを対象とした不正プログラムの出現に代表されるように、近年、不正プログラムの解析の需要が増大している。さらに、不正プログラムの内容が巧妙化し、その解析には極めて高い技術力が求められている。

警察庁では、平成24年11月、情報通信局情報技術解析課内に不正プログラム解析センターを設置し、

高度な不正プログラム解析に迅速に対応できる体制を構築した。同センターでは、全国の特に優れた解析能力を有する職員を指揮下に加えるとともに、効率的な解析に資するため、全国の不正プログラムに係る事案の情報を集約し、不正プログラムの解析に組織の総合力を発揮して取り組んでいる。

図I-15 不正プログラムの解析体制



注：コンピュータのキーボードでどの文字が入力されたかを記録するプログラム

平成25年4月、公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、インターネットを利用した選挙運動が解禁されることとなるなど、インターネットを利用する場面はますます広がっており、インターネットの無い生活が想像できない時代となっている。こうした中で、重大なサイバー犯罪やサイバー攻撃が発生すれば、現実空間の社会経済活動に与える影響は計り知れないものとなる。今やサイバー空間は、国民の日常生活や経済活動において、現実空間に匹敵するほどの比重を占めており、現実空間と並んで警察が安全・安心を確保すべき新たな領域となっている。

24年6月から同年9月にかけて発生したインターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件を受け、警察庁では、サイバー空間において今後起こり得る様々な事態にも対処できるよう、25年1月、「サイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラム」を取りまとめ、公表した。本プログラムは、対処能力の向上、民間事業者等の知見の活用、国際連携の推進及び広報啓発を柱とするものである。警察では、本プログラムを始めとした施策を着実に推進し、サイバー空間における様々な事態への対処能力を強化していくこととしている。

中でも、サイバー犯罪及びサイバー攻撃の抑止対策とサイバー空間における捜査力の強化を図る上で、産学官の連携枠組みの構築と匿名性等を悪用したサイバー犯罪等の捜査を的確に行うための環境整備が急務である。

これまで、産学官の各主体は、それぞれの立場で各種取組を推進し、豊富な知識・経験を蓄積してきたが、産学官の有する情報を一元的に集約・分析してサイバー犯罪及びサイバー攻撃の抑止対策とサイバー空間における捜査にいかすための取組は必ずしも十分に行われてこなかった。既に、米国ではサイバー空間の脅威を効率的に特定及び軽減するため、産学官における情報共有と協力を促進することを目的として、NCFTA (National Cyber-Forensics & Training Alliance) という非営利団体が設立されている。我が国においても、こうした連携の枠組みの構築を含めた取組を推進していく必要がある。

また、我が国では、通信履歴（ログ）の保存制度が存在せず、サイバー犯罪等に対する事後追跡可能性が確保されていないことが、サイバー犯罪等に対処する上での課題の一つとなっている。政府の情報セキュリティ政策会議が同年6月に決定した「サイバーセキュリティ戦略」においても「サイバー犯罪に対する事後追跡可能性を確保するため、関係事業者における通信履歴等に関するログの保存の在り方・・(略)・・について検討する。」とされた。この点、昨今の技術の進歩等により電磁的記録媒体の容量当たりの価格が低下し、ログの保存に関する通信事業者等の負担は減少している状況にある。警察としても、セキュリティ上有益なログの種類、海外でのログの保存期間、国民の多様な意見等も勘案した上で、関係省庁と共にログの保存の在り方の検討に参画することとしている。

こうした取組を着実に推進し、世界最高水準のIT社会の実現に不可欠な安全・安心なサイバー空間の構築を推進することとしている。

図 I-16 サイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラム（概要）

- 第1 対処能力の向上**
 - 1 捜査力及び解析力の強化
 - ・ 官民人事交流
 - ・ ハッカーからの協力の確保
 - 2 体制の整備
 - ・ サイバー犯罪捜査員及び解析担当職員の増員
 - ・ サイバー攻撃対策の強化
 - 3 資機材の整備
 - ・ 新種のウイルスを検知するためのシステムの高機能化
- 第2 民間事業者等の知見の活用**
 - 1 情報共有枠組みの構築
 - ・ アンチウイルスベンダーとの情報共有
 - 2 官民一体となったサイバー犯罪抑止対策の推進
 - ・ 通信履歴（ログ）の保存
 - ・ サイト管理者の管理責任の明確化
 - ・ スマートフォン用アプリに係る被害防止対策
 - 3 民間の知見の捜査等への活用
 - ・ 手口分析等の囑託
- 第3 国際連携の推進**
- 第4 広報啓発**

第1節

子供・女性・高齢者と治安

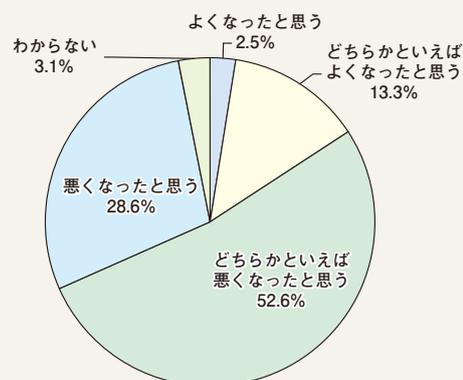
1 治安に対する不安とその要因

内閣府^(注1)及び警察庁^(注2)が実施した調査の結果を基に、国民の治安に対する不安の程度及びその要因を分析する。

(1) 治安に対する不安

刑法犯認知件数が10年連続で減少するなど、統計上、治安情勢が改善傾向を示す^(注3)一方で、過去10年の日本の治安の変化に関し、「悪くなったと思う」又は「どちらかといえば悪くなったと思う」と回答した者の割合が全体の8割以上を占めるなど、国民の治安に対する不安は依然として払拭されたとはいえない状況にある。

図Ⅱ-1 過去10年で治安はどう変わったか



出典：内閣府「治安に関する特別世論調査」

(2) 不安の要因

① 社会情勢

治安が悪くなったと思う原因としての社会情勢として、地域の連帯意識の希薄化、景気の悪化、情報の氾濫等、不十分な青少年教育、国民の規範意識の低下を挙げる回答が多かった。

図Ⅱ-2 治安が悪くなったと思う原因



出典：内閣府「治安に関する特別世論調査」

注1：図Ⅱ-1について「悪くなったと思う」又は「どちらかといえば悪くなったと思う」と回答した者への再質問（複数回答）

注2：回答が多かった上位5項目を抽出して表示

注1：内閣府が平成24年7月に、全国20歳以上の日本国籍を有する者3,000人に対して実施（「治安に関する特別世論調査」）。

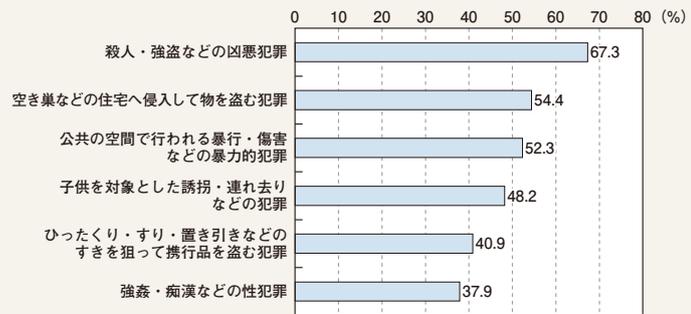
注2：警察庁では、25年1月から同年2月までの間に、各都道府県の運転免許試験場等に運転免許証の更新を受けるために来場した一般国民3,745人（性別は、男性43.0%、女性56.7%、無回答0.3%。年齢層は、24歳以下7.7%、25～29歳5.8%、30～34歳8.7%、35～39歳10.0%、40～44歳9.7%、45～49歳8.2%、50～54歳6.5%、55～59歳6.4%、60～64歳7.6%、65～69歳13.6%、70歳以上15.3%、無回答0.3%）に対して調査（以下「警察庁意識調査」という。）を実施した。

注3：78頁参照

② 犯罪の種類

治安に対する不安を強く感じさせる犯罪の種類として、「殺人・強盗などの凶悪犯罪」「暴行・傷害などの暴力的犯罪」「住宅へ侵入して物を盗む犯罪」のほか、「子供を対象とした誘拐・連れ去りなどの犯罪」「強姦・痴漢などの性犯罪」「携行品を盗む犯罪（ひったくり等）」^{（注1）}といった子供・女性・高齢者を主要な被害者層とする犯罪を挙げる回答が多かった。

図Ⅱ-3 治安に対する不安を強く感じさせる犯罪の種類



出典：警察庁意識調査
 注1：複数回答形式により実施
 2：回答が多かった上位6項目を抽出して表示

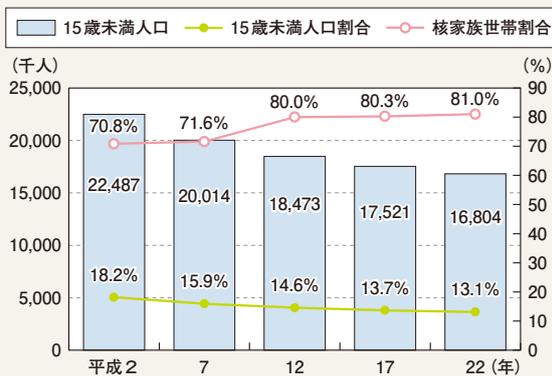
2 子供・女性・高齢者をめぐる社会情勢と治安に関する意識

(1) 子供をめぐる社会情勢と治安に関する意識

① 社会情勢

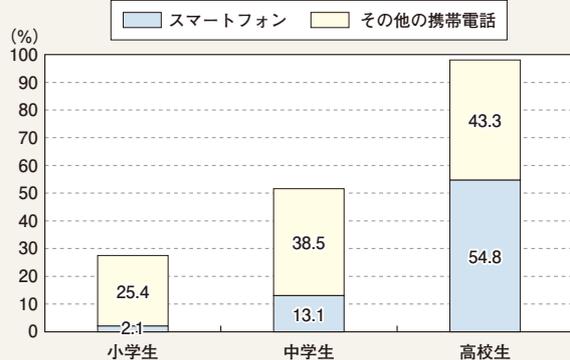
少子化や核家族化が進展していることに加えて、インターネットや、スマートフォンを含む携帯電話の普及により、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）^{（注2）}等を通じた地理的条件等に制約されない交友関係が構築されやすい傾向にある。

図Ⅱ-4 15歳未満人口等の推移（平成2～22年）



出典：総務省「国勢調査」
 注：核家族世帯割合は、15歳未満の親族を構成員に含む世帯における核家族世帯割合を指す。ただし、平成2年調査においては、18歳未満の親族を構成員に含む世帯における核家族世帯割合を指す

図Ⅱ-5 子供の携帯電話所持率（平成24年度）



出典：内閣府「平成24年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

注1：42、50頁参照

2：社会的ネットワークをオンラインで提供するインターネットサービスのこと。会員制、登録者の非匿名性、各種コミュニケーションツールの充実を特徴とする。コミュニティサイトの一種。

② 治安に関する意識

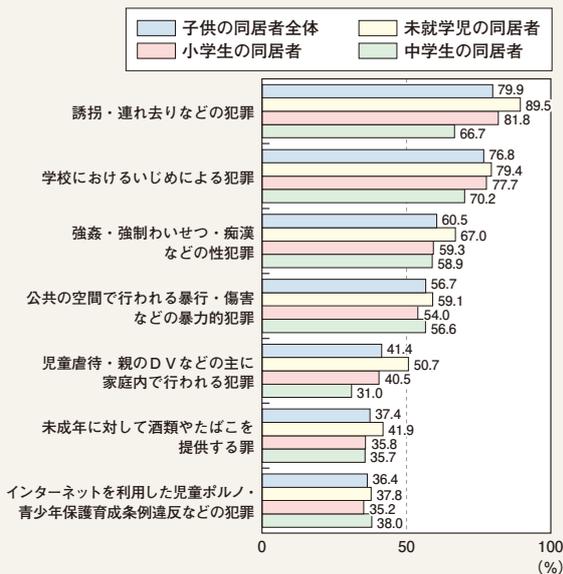
ア 脅威となっている犯罪

子供にとって大きな脅威となっている主な犯罪は、「誘拐・連れ去りなどの犯罪」「強姦・強制わいせつ・痴漢などの性犯罪」(注1)「児童虐待・親のDVなどの主に家庭内で行われる犯罪」(注2)を挙げる未就学児の同居者(親等)からの回答が他の回答者と比較して多かったほか、携帯電話等やSNS等の普及を背景に、「インターネットを利用した児童ポルノ・青少年保護育成条例違反などの犯罪」(注3)を挙げる中学生の同居者からの回答が、他の回答者と比較して多い傾向がみられた。

イ 警察への要望

子供が犯罪の被害者になりにくい社会を実現するために警察が行うべきことに関しては、子供の同居者全体で「通学時間帯におけるパトカーや制服警察官によるパトロールの強化」を挙げる回答が突出して多かったほか、「子供がインターネット等を通して違法・有害な情報に触れないようにするための対策」(注4)「出会い系サイトなどに対する規制の強化」(注5)を挙げる、中学生の同居者からの回答が他の回答者と比較して多かった。

図Ⅱ-6 子供にとって大きな脅威となっている主な犯罪

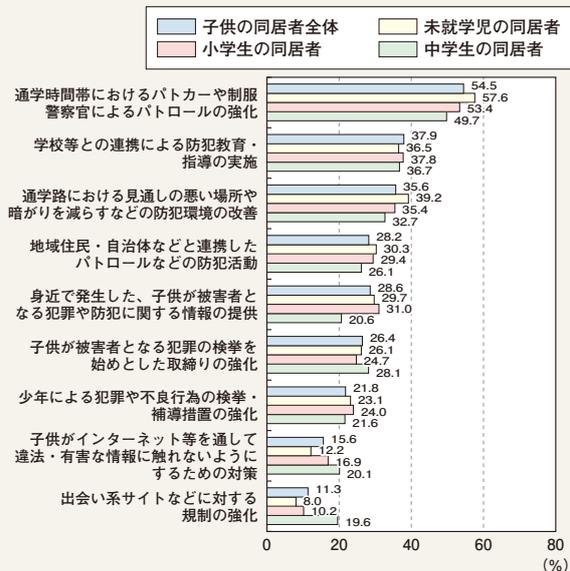


出典：警察庁意識調査

注1：子供と同居している者に対し、複数回答形式により実施

注2：子供の同居者全体からの回答割合が高いもの上位7項目を抽出して表示

図Ⅱ-7 子供が犯罪の被害者になりにくい社会を実現するために警察が行うべきこと



出典：警察庁意識調査

注：子供と同居している者に対し、複数回答形式により実施

注1：40、41、81頁参照

注2：26、27、37～40頁参照

注3：29～31頁参照

注4：6～8、29～31頁参照

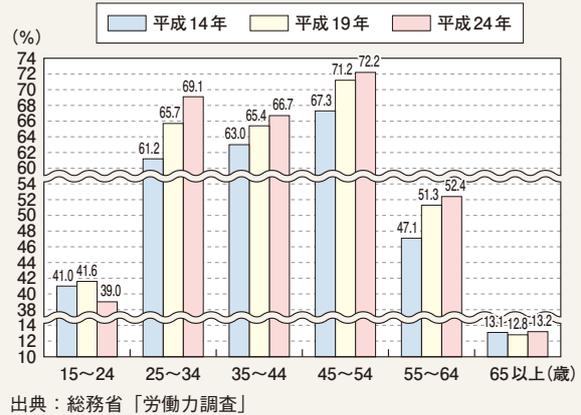
注5：9頁参照

(2) 女性をめぐる社会情勢と治安に関する意識

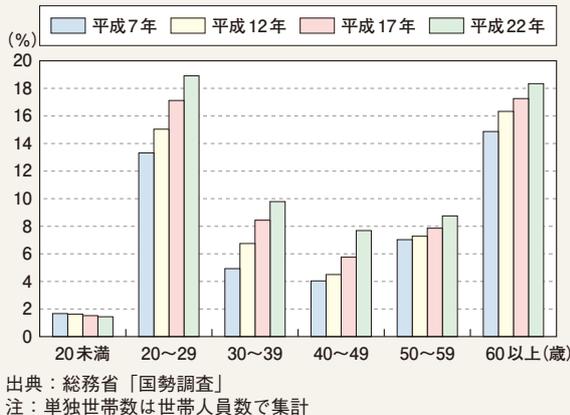
① 社会情勢

20歳代後半～60歳代前半の社会進出が進んでおり、中でも25～34歳の就業率の増加が著しい。また、女性の人口に占める単独世帯割合及び30歳以上の女性の単独行動時間に増加傾向がみられる。

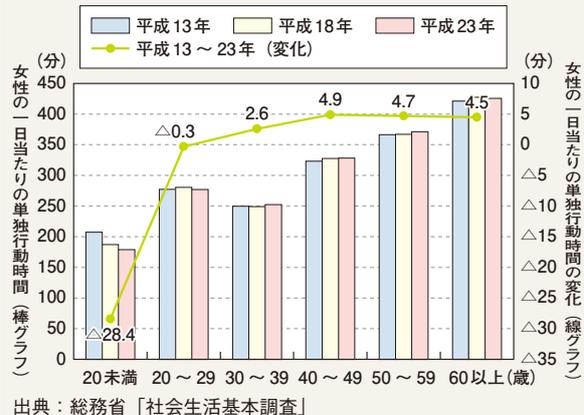
図Ⅱ-8 女性の年齢別就業率の推移(平成14～24年)



図Ⅱ-9 女性の年齢別人口に占める単独世帯割合の推移(平成7～22年)



図Ⅱ-10 女性の単独行動時間の推移(平成13～23年)



② 治安に関する意識

ア 被害に遭う不安を感じる犯罪

女性が被害に遭う不安を感じている主な犯罪の中でも、「強姦・痴漢などの性犯罪」(注1)「盗撮・のぞきなどの性的なプライバシーを侵害する犯罪」(注2)「ストーカー行為」(注3)を挙げる20歳代女性の回答が突出して多かった。

イ 警察への要望

女性が犯罪の被害者になりにくい社会を実現するために警察が行うべきことに関しては、全年代で「見通しの悪い場所や暗がりなどの犯罪が起きやすい場所を減らす取組」(注4)を挙げる回答が最も多かったほか、「女性の犯罪被害等の悩みに対する相談窓口の充実」(注5)を挙げる20歳代女性からの回答及び「街頭防犯カメラの設置台数の増加」(注6)を挙げる30歳以上の女性からの回答も他の回答者と比較して多く、女性の就業率や単独世帯割合等が増加する中で、防犯に配慮した環境改善が強く望まれていることがうかがわれる。

注1：40、41、81頁参照

2：41頁参照

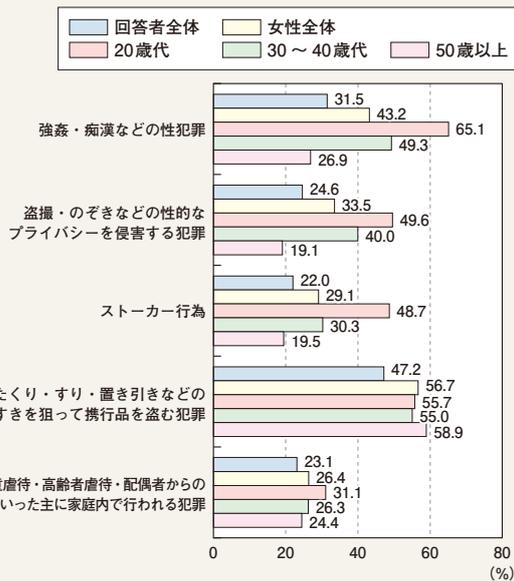
3：37～40頁参照

4：54、106、107頁参照

5：44、56、57頁参照

6：54、107頁参照

図Ⅱ-11 自分自身が被害に遭う不安を感じている主な犯罪

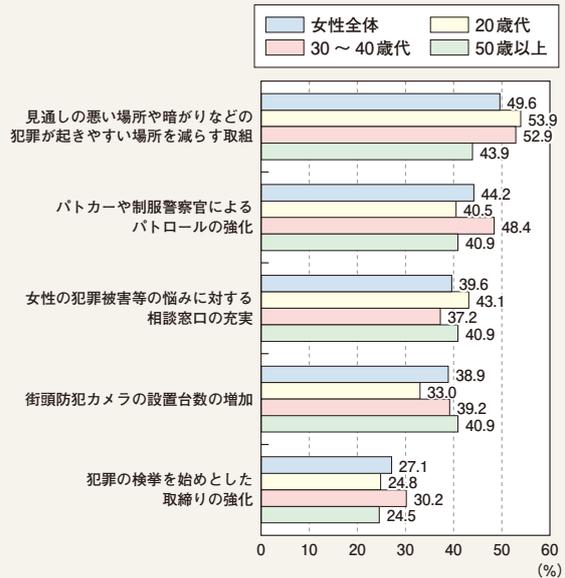


出典：警察庁意識調査

注1：複数回答形式による。

注2：女性全体／回答者全体の比率が高いもの上位5項目を抽出して表示

図Ⅱ-12 女性が犯罪の被害者になりにくい社会を実現するために警察が行うべきこと



出典：警察庁意識調査

注1：複数回答形式による。

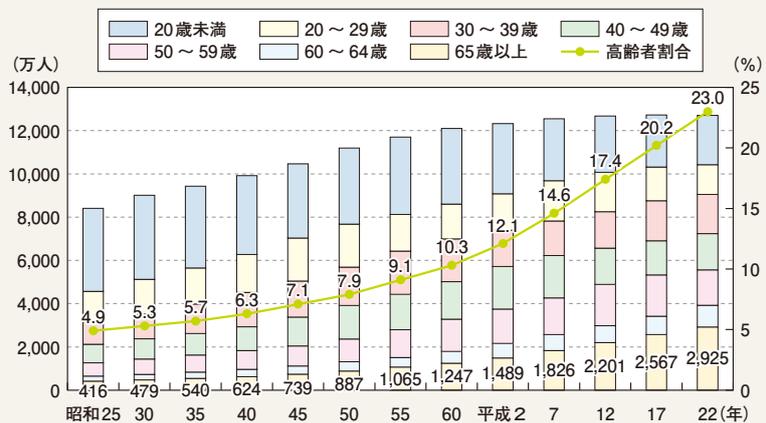
注2：女性全体の回答割合が高いもの上位5項目を抽出して表示

(3) 高齢者をめぐる社会情勢と治安に関する意識

① 社会情勢

高齢者^(注)人口が増加するとともに、一人暮らしの高齢者の人口及び割合も増加傾向にある。また、総人口に占める高齢者人口の割合の増加等もあり、貯蓄が高齢者世帯に集中する傾向にある。

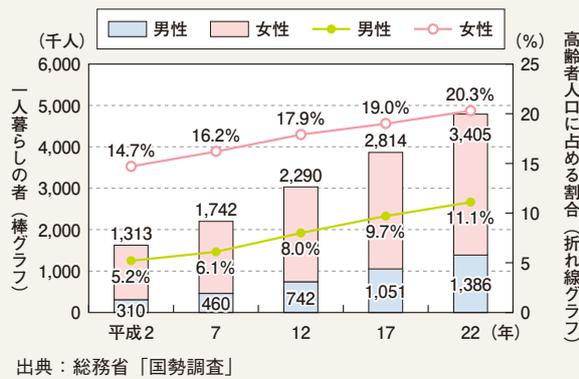
図Ⅱ-13 高齢者人口の推移 (昭和25～平成22年)



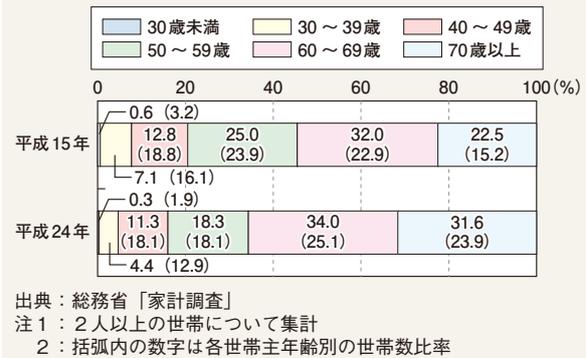
出典：総務省「国勢調査」

注：この特集において「高齢者」とは、65歳以上の者を指す。

図Ⅱ-14 一人暮らしの高齢者の動向（平成2～22年）



図Ⅱ-15 世帯主の年齢別貯蓄分布状況（平成15、24年）



② 治安に関する意識

ア 被害に遭う不安を感じている犯罪

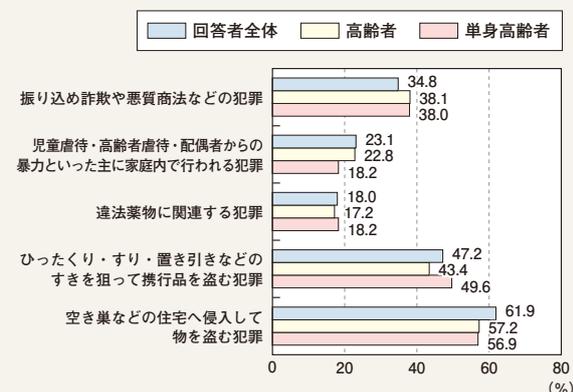
高齢者が被害に遭う不安を感じている主な犯罪としては、「振り込め詐欺や悪質商法などの犯罪」(注1)「児童虐待・高齢者虐待・配偶者からの暴力といった主に家庭内で行われる犯罪」(注2)「ひったくり・すり・置き引きなどのすきを狙って携行品を盗む犯罪」(注3)「違法薬物に関連する犯罪」(注4)「空き巣などの住宅へ侵入して物を盗む犯罪」(注4)を挙げる回答が多かった。

イ 警察への要望

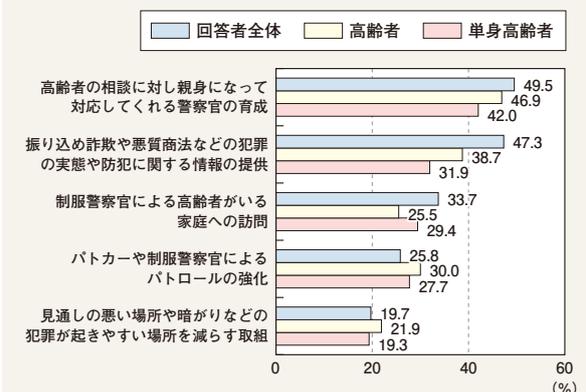
高齢者が犯罪の被害者になりにくい社会を実現するために警察が行うべきことに関しては、「高齢者の相談に対し親身になって対応してくれる警察官の育成」(注5)との回答が最も多かった。

これに次いで「振り込め詐欺や悪質商法などの犯罪の実態や防犯に関する情報の提供」との回答が多く、高齢者の財産を狙った振り込め詐欺や悪質商法の増加を反映していることがうかがわれる。また、「制服警察官による高齢者がいる家庭への訪問」については、一人暮らしの高齢者からの回答が多かった。

図Ⅱ-16 自分自身が被害に遭う不安を感じている主な犯罪



図Ⅱ-17 高齢者が犯罪の被害者になりにくい社会を実現するために警察が行うべきこと



注1：47～50、86、87頁参照
注2：26、27、37～40、51頁参照
注3：42、50、82～85頁参照
注4：82～85頁参照
注5：56、57頁参照

第2節

子供をめぐる警察活動

少子化の進展にもかかわらず、刑法犯認知件数に占める子供の被害件数の割合は、近年上昇傾向にある。児童虐待事件やいじめに起因する事件も増加しているほか、子供が死に至るような重大な事案が発生している。また、携帯電話の普及等に伴い、コミュニティサイト等の利用に起因する福祉犯被害も深刻になっている。

警察では、子供の心身に深い傷を残すこれらの犯罪に対する未然防止措置や取締りを行うとともに、非行少年を生まない社会づくりや少年の立ち直り支援活動等、少年の健全育成を図るための取組を進めている。

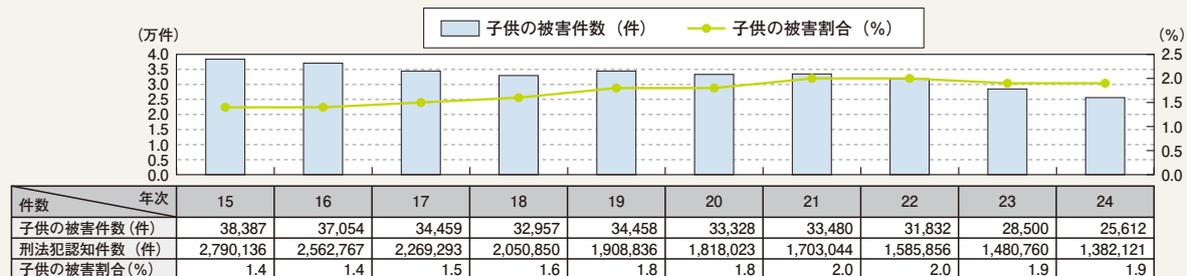
1 子供の犯罪被害対策

(1) 子供の犯罪被害の現状と対策

13歳未満の子供が被害者となった刑法犯の認知件数（以下「子供の被害件数」という。）は図Ⅱ-18のとおりであり、全被害件数に占める子供の被害件数の割合は、近年上昇傾向にある。

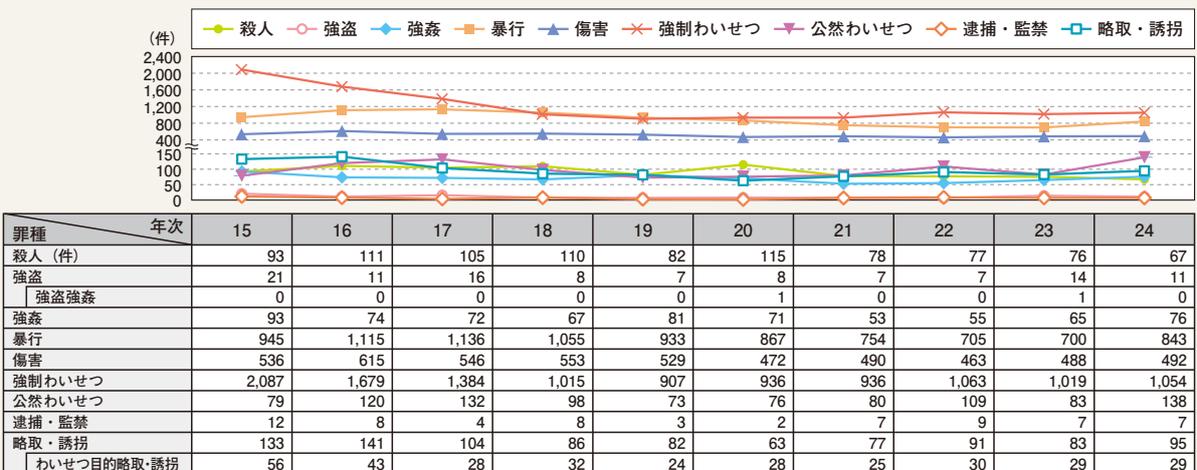
全被害件数に占める子供の被害件数の割合の高い罪種についてみると、24年中は略取・誘拐が50.8%（95件）、強制わいせつが14.5%（1,054件）、強姦が6.1%（76件）であった。

図Ⅱ-18 子供（13歳未満の者）の被害件数等の推移（平成15～24年）



※子供の被害割合とは、刑法犯認知件数に占める子供の被害件数の割合

図Ⅱ-19 罪種別子供（13歳未満の者）の被害件数の推移（平成15～24年）



① 刑法犯等に係る子供の犯罪被害の現状と対策

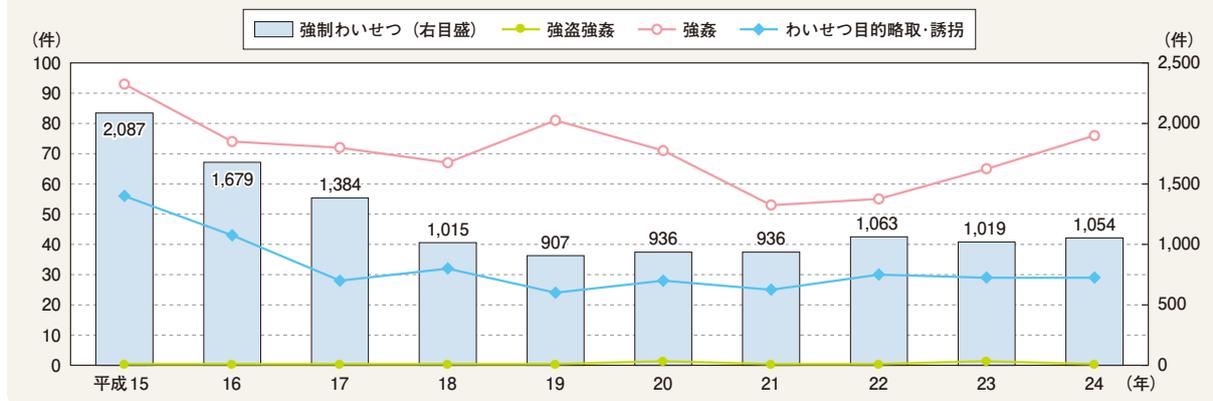
ア 子供対象・暴力的性犯罪

子供対象・暴力的性犯罪は、被害者やその家族等の心身に深い傷を残すとともに、地域住民を不安に陥れるなど、社会に及ぼす影響が極めて大きい犯罪であることから、警察では、これらの犯罪の未然防止等のために様々な対策を行っている。

(ア) 現状

平成24年中の子供対象・暴力的性犯罪（13歳未満の子供が被害者となった強姦、強制わいせつ、強盗強姦（いずれも致死又は致死傷及び未遂を含む。）及びわいせつ目的略取・誘拐（未遂を含む。）をいう。）の認知件数は、15年と比較すると強姦が17件（18.3%）、強制わいせつが1,033件（49.5%）、わいせつ目的略取・誘拐が27件（48.2%）減少した。しかし、強姦は22年から増加傾向にあり、前年より11件（16.9%）増加し、強制わいせつは19年から21年までは900件台で推移していたが22年からは1,000件台となり、前年より35件（3.4%）増加した。わいせつ目的略取・誘拐は17年以降ほぼ横ばいである。

図Ⅱ-20 子供対象・暴力的性犯罪認知件数の推移（平成15～24年）



(イ) 対策

○ 再犯防止措置制度の強化

警察では、平成17年6月から子供対象・暴力的性犯罪で服役し出所した者の出所情報の提供を法務省から受け、各都道府県警察において、その出所者の所在確認を実施しており、23年4月からは必要に応じて対象者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置の強化を図っている。

○ 子供女性安全対策班による活動の推進

警察では、21年4月に全ての都道府県警察に、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する情報収集及び分析等により行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講ずることによって先制・予防的活動を行う子供女性安全対策班(JWAT)^(注)を設置し、従来の検挙活動等に加え、この先制・予防的活動を積極的に推進していくことにより、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

図Ⅱ-21 子供対象・暴力的性犯罪に係る出所情報の共有と連携



注：Juvenile and Woman Aegis Teamの略

○ 学校や通学路の安全対策

警察では、学校や通学路の安全対策として、子供が安心して登下校することができるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた警察官によるパトロールを強化するとともに、退職した警察官等をスクールサポーター（35頁参照）として委嘱し学校へ派遣するなど、学校と連携して学校や通学路における児童・生徒の安全確保を推進している。

○ 被害防止教育の推進

警察では、子供に身の危険を察知する能力等を身に付けさせるため、小学校、学習塾等において、紙芝居、演劇やロールプレイ方式等により子供が参加・体験できる防犯教室や、地域安全マップ作成会を関係機関・団体と連携して開催している。また、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導等を行っている。

○ 情報発信活動の推進

警察では、子供が被害に遭った事案等の発生に関する情報を児童や保護者に対して迅速に提供できるよう、警察署と教育委員会、小学校等との間で情報共有体制を整備するとともに、都道府県警察のウェブサイトや電子メール等を活用した情報発信を行うなど、地域住民に対する積極的な情報提供を実施している。

○ ボランティアに対する支援

警察では、「子供110番の家」として危険に遭遇した子供の一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアに対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っているほか、防犯ボランティア団体との合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を積極的に支援している。



警察官による警戒活動



学習塾における防犯教室



子供110番の家ステッカー

事例 1

Case

24年8月、部活動を終えて帰宅中の女子中学生（13）が、車でつきまとわれ、車の中から無断で容姿を撮影されたとの事案の届出を受け、子供女性安全対策班において捜査を行った。その結果、行為者の男（27）を特定し、事情聴取したところ、「中学生につきまとして車の中から撮影したことは間違いない」と認めたことから、厳重に警告した（秋田）。

事例 2

Case

24年5月、遊戯中の女兒（10）が、「一緒に遊ぼう。家に遊びに来ないか」などと声を掛けられる事案の届出を受け、子供女性安全対策班において捜査を行った。その結果、行為者の男（68）を特定し、事情聴取したところ、「子供が好きなので声を掛けた」と認めたことから、厳重に警告した（広島）。

イ 児童虐待

児童虐待は児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。警察では、関係機関との連携を一層強化し、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護のための的確な対応に努めている。

(ア) 現状

平成24年中の児童虐待事件の検挙件数は472件、検挙人員は486人と、それぞれ前年より88件(22.9%)、77人(18.8%)増加、検挙事件に係る被害児童数は476人と、前年より78人(19.6%)増加し、いずれも統計をとり始めた11年以降で最多を記録しており、児童虐待の現状は極めて深刻な情勢にある。一方、被害児童数に占める死亡児童数(32人)の割合は6.7%と、過去最少となった。

また、態様別検挙件数をみると、身体的虐待が全体の7割以上を占め、検挙された加害者(353人)のうち男性が約4分の3(264人)となっている。被害児童との関係別では、実父が143人と最も多く、次いで実母が83人であるが、死亡事件に限れば、加害者28人中、実母が21人に上り、次いで実父が3人である。

同年中に児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は1万6,387人と、前年より4,851人(42.1%)増加し、過去最多となった。態様別では、いずれの態様も増加する中、「心理的虐待」が8,266人(前年比69.0%増加)であり、全体の約半数を占めている。

(イ) 対策

警察では、各種活動を通じて児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との緊密な連携を保ちながら児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講じている。

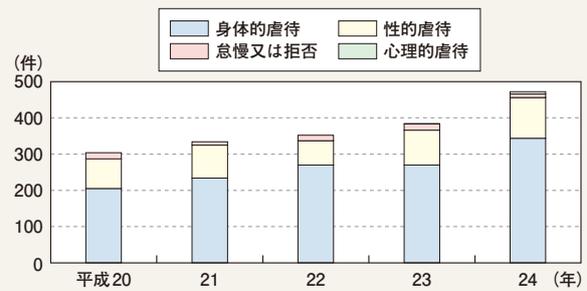
児童虐待の疑いのある事案では、速やかに児童相談所等に通告するほか、厳正な捜査や被害児童の支援等、警察としてできる限りの措置を講じて、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図っている。また、児童の保護に向けて、個別事案についての情報を入手した早期の段階から関係者間で情報を共有し、対応の検討が行えるよう、児童相談所等の関係機関との連携の強化を図っている。

事例 3

Case

平成24年7月、通行人から女児の顔があざだらけであるとの通報を受け、女児を連れていた若い男女を事情聴取した。すると、同人らは女児(1)の実父(21)及び実母(19)であることが判明するとともに、頬を叩くなどの暴行を加えてけがを負わせたことを認めたことから、実父らを傷害罪で逮捕した(兵庫)。

図Ⅱ-22 児童虐待事件の態様別検挙件数の推移(平成20~24年)



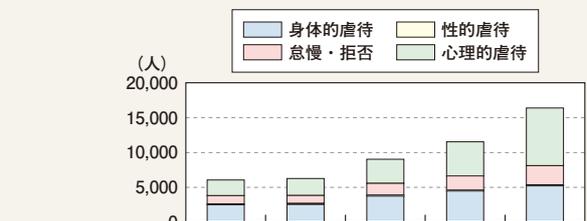
注：無理心中、出産直後の殺人及び遺棄を含まない。

表Ⅱ-1 児童虐待事件の態様別検挙件数の推移(平成20~24年)

区分	年次	20	21	22	23	24
身体的虐待		205	234	270	270	344
殺人(未遂を含む)		45	23	27	※29	31
傷害		135	183	201	191	227
傷害致死		19	12	14	18	9
逮捕・監禁		5	4	4	5	3
暴行		19	22	35	41	76
暴力行為等		0	1	3	※2	※2
その他		1	1	0	2	5
性的虐待		82	91	67	96	112
強姦		16	26	16	22	33
強制わいせつ		18	18	10	15	33
児童福祉法違反		44	30	31	44	29
その他		4	17	10	15	17
怠慢又は拒否		17	9	15	17	10
殺人(未遂を含む)		0	0	0	※2	0
保護責任者遺棄		15	6	14	14	8
重過失致死傷		2	3	1	0	1
その他		0	0	0	1	1
心理的虐待		0	0	0	1	6
暴力行為等		0	0	0	※1	※6
合計(件)		304	334	352	384	472

注：※印は、同一の罪種について、犯行の態様に応じ、それぞれの虐待の態様に区別して計上したもの

表Ⅱ-2 警察から児童相談所に通告した児童数の推移(平成20~24年)



区分	年次	20	21	22	23	24
通告人員(人)		6,066	6,277	9,038	11,536	16,387
身体的虐待		2,508	2,558	3,754	4,484	5,222
性的虐待		117	149	129	150	163
怠慢又は拒否		1,196	1,137	1,701	2,012	2,736
心理的虐待		2,245	2,433	3,454	4,890	8,266

ウ いじめ

学校におけるいじめについては、昨今、いじめを受けていた少年が自殺に至る重大な事案が発生するなど、少年の保護と非行防止の両面から憂慮すべき問題であり、学校等と緊密な連携を図り、的確な対応を推進している。

(ア) 現状

平成24年中のいじめに起因する事件数は260件と、前年より147件(130.1%)増加し、昭和62年以降で最多となった。罪種別にみると、傷害は122件、暴行は74件と、それぞれ前年より65件(114.0%)、56件(311.1%)増加した。

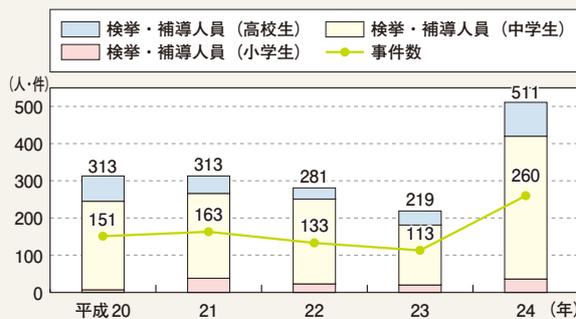
また、検挙・補導人員は511人と、前年より292人(133.3%)増加し、検挙・補導人員の約4分の3を中学生が占めている。

(イ) 対策

警察では、少年相談活動やスクールサポーター(35頁参照)の学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期発見に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。

また、いじめの被害を受けた少年に対して、少年サポートセンター(33頁参照)を中心として少年補導職員(33頁参照)によるカウンセリングの継続的な実施等の支援を行うとともに、被害少年カウンセリングアドバイザー(31頁参照)や被害少年サポーター(警察が委嘱する地域ボランティア)と連携し、きめ細かな支援を行っている。

図Ⅱ-23 いじめに起因する事件の検挙・補導状況の推移(平成20~24年)



表Ⅱ-3 いじめに起因する事件の罪種別事件数の推移(平成20~24年)

区分	年次	20	21	22	23	24
事件数(件)		151	163	133	113	260
強制わいせつ		1	1	3	5	3
暴行		24	22	33	18	74
傷害		73	74	59	57	122
暴力行為		9	10	6	9	11
脅迫		9	2	3	0	4
強要		2	3	7	2	10
恐喝		21	27	9	8	20
器物損壊		0	8	2	3	4
その他		12	16	11	11	12

図Ⅱ-24 警察によるいじめ問題対策

◆基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況を踏まえながら、警察として必要な対応をとる。



事例 4

Case

男子中学生(15)ら3人は、自殺した同級生の男子の生前、当該男子に対して暴行を加えていた。24年7月、遺族からの告訴を受理し、同年12月、3人を暴行罪等で検挙・補導した(滋賀)。

事例 5

Case

男子中学生(15)ら5人は、同じ中学校に通う男子に対し、集団で、殴る蹴る、髪の毛を燃やすなどの暴行を加えていた。24年7月、同中学生らのうち3人を傷害罪等で逮捕し、2人を児童相談所に通告した(大阪)。

② 少年の福祉を害する犯罪

インターネットの普及等により、福祉犯^(注1)の中でも、特にインターネットの利用に起因する被害が深刻な問題となっていることを踏まえ、警察ではその取締り、被害拡大防止及び被害少年の発見・保護を推進している。平成24年中の福祉犯の検挙件数は7,909件で、被害少年数は6,808人であった。

ア 悪質性の高い福祉犯

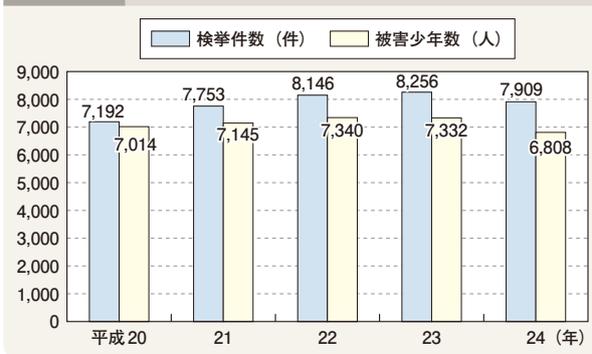
(ア) 現状

近年、出会い系サイト等を利用し、個人的な「援助交際」(売春等)の勧誘を装って組織的な児童買春の周旋を行う事犯や、飲食店、マッサージ店等の合法的な営業を装いながら児童に卑わいな言動等で接客させる事犯等、児童を組織的に支配し、性的な有害業務に従事させ、児童の心身に有害な影響を与える事犯が出現している。

(イ) 対策

悪質性の高い福祉犯は、暴力団の資金獲得活動としても行われることから、警察ではその実態把握の推進と情報の分析、積極的な取締りや被害児童の立ち直り支援を推進している。

図Ⅱ-25 福祉犯の検挙件数等の推移(平成20～24年)



事例 6

Case

飲食店経営者(43)らは、23年11月から24年5月にかけて、女子高校生(16)ら6人を雇い入れ、肌の露出の多い水着を着用させた上、酒肴を提供するに際し、飲食客の面前で卑わいなダンスをさせるなどの業務に就かせた。同年6月、飲食店経営者ら5人を労働基準法違反(危険有害業務の就業制限)で逮捕した(神奈川、京都)。

事例 7

Case

暴力団幹部(50)らは、無職少女(16)ら45人を雇い入れ、「援助交際」(売春等)を装いインターネット上で児童との性交等の周旋を行い、組織的に売春をさせていた。24年6月までに、暴力団幹部ら20人及び児童買春の客ら8人を児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為)等で検挙した(大阪)。

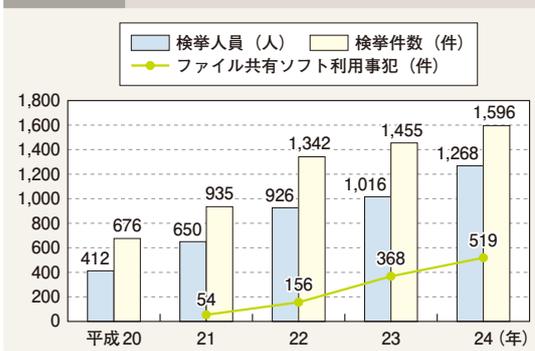
イ 児童ポルノ

児童ポルノは、児童の性的搾取・性的虐待の記録であり、児童の人権を著しく侵害するものである。児童ポルノがインターネット上に流出すれば回収は事実上不可能であり、被害児童の苦しみは将来にわたり続くことから、その根絶に向けた対策を強化している。

(ア) 現状

平成24年中の児童ポルノ事犯の検挙件数は1,596件と過去最多を記録した。被害者の約半数は抵抗するすべを持たない低年齢の児童と認められる^(注2)。また、事件検挙を通じて同年に新たに特定された小学生以下の児童ポルノのうち、約8割が強姦・強制わいせつの手段により製造されたものであるなど、児童ポルノをめぐる情勢は、引き続き深刻な状態にある。さらに、ファイル共有ソフト利用事犯の増加によって、インターネット関連事犯^(注3)が1,349件と、検挙件数の84.5%を占めるなど、児童ポルノが依然としてインターネット上にまん延している状況がうかがわれる。

図Ⅱ-26 児童ポルノ事犯の検挙状況等の推移(平成20～24年)



注1：少年(20歳未満の者をいう。以下同じ。)の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。例えば、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為等)、労働基準法違反(年少者の危険有害業務、深夜業等)等が挙げられる。

2：事件検挙を通じて平成24年に新たに特定された被害児童531人に、年齢鑑定を実施して事件化した被害児童733人を加えた1,264人のうち、小学生以下(年齢鑑定で可能性ありと認定されたものを含む)は56.3%(711人)を占めている。

3：児童ポルノを提供等する手段としてインターネットを利用した事犯のほか、コミュニティサイト等で約束した児童買春の機会を利用して撮影した製造事犯等を含む。

(イ) 対策

警察では、このような情勢を踏まえ、児童ポルノの根絶に向け、関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、ファイル共有ソフト利用事犯、低年齢児童を対象とした児童ポルノ愛好者グループ、DVD販売グループ等に対する取締りの強化、広報啓発活動、流通・閲覧防止対策等の対策を推進している。

また、警察庁では、東南アジア及び在京の外国捜査機関等を招へいし、児童の商業的・性的搾取対策に関する取組について意見交換を行う会議を開催しているほか、国際会議への参加等により、児童ポルノ事犯等の国外犯捜査に関する国際捜査協力や情報交換の強化に努めている。さらに、プロバイダによる児童ポルノのブロッキングについてアドレスリスト作成管理団体に情報提供や助言を行うなど、関係機関・団体等と連携し、ブロッキングの実効性を高める取組を推進している。

事例 8

Case

無職の男（40）らは、約80のDVD販売サイトにおいて、ブロッキングを回避して購入できる方法を顧客に教示するなどして児童ポルノDVDを販売していた。24年9月までに、男ら13人を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ提供等）で逮捕した（警視庁、北海道）。

ウ コミュニティサイト等の利用に起因する福祉犯等

児童への携帯電話等の普及により、コミュニティサイト等の利用に起因する福祉犯等の被害が全国的に発生している。心身ともに未熟であり、環境からの影響を受けやすい児童の被害を防止するため、関係機関・団体等と連携した取組を推進している。

(ア) 現状

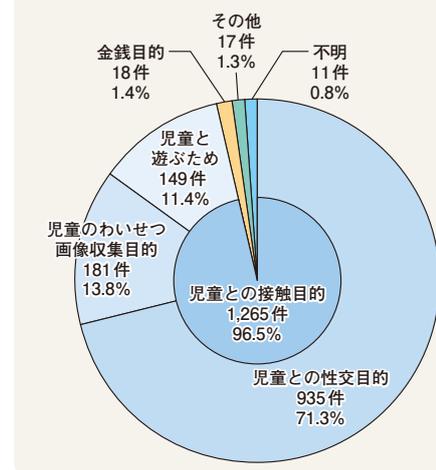
平成24年中にコミュニティサイト及び出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童数は、前年より減少したものの、いまだ高い水準で推移している（9頁参照）。

警察庁による24年中のコミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果^(注)によると、被疑者の犯行動機は、児童との性交目的が71.3%、児童のわいせつ画像収集目的が13.8%であった。また、被疑者が年齢等自身のプロフィールを詐称していたものが43.4%、被疑者と被害児童とのやり取りがコミュニティサイトのミニメールから直接メール等に移行したものが86.4%であった。

被害児童のサイトへのアクセス手段は携帯電話が90.0%であり、そのうちスマートフォンの割合が16.5%と、前年（1.1%）に比べて大きく増加した。また、被害児童のうち93.1%がフィルタリングに加入していなかった。

25年3月に内閣府が公表した調査結果によると、児童が使用する携帯電話のフィルタリングの利用率は、小学生で76.5%、中学生で68.9%、高校生で54.4%にとどまっている。

図Ⅱ-27 被疑者の犯行動機の内訳(平成24年)



注：平成24年中に検挙したコミュニティサイトの利用に起因して児童が被害に遭った事件1,311件について、捜査の過程で判明した事実を基に、調査項目ごとに集計し、調査項目に係る事実が判明した事件のみを計上している。

事例 9

Case

無職の男（26）は、コミュニティサイトにおいて自己の年齢を18歳未満と登録し、複数の女子高校生らに対して買春を持ちかけ、24年7月、同サイトを通じて知り合った無職少女（17）に對償を供与する約束をして性交した。同年9月、男を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童買春）で逮捕した（山形）。

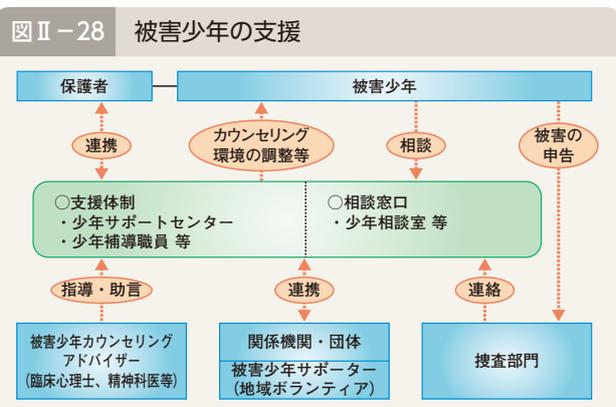
（イ）対策

警察では、スマートフォンの児童への急速な普及と、そのアプリに起因する福祉犯被害の発生状況を踏まえ、関係機関・団体と連携の上、携帯電話事業者に対するフィルタリング等の普及促進のための要請を行っている。あわせて、学校の入学説明会等の機会を活用し、児童の保護者に対して、インターネットに起因する児童の犯罪被害の実態やフィルタリング等の必要性・重要性に関する啓発活動を推進している。また、コミュニティサイト事業者による実効性のあるゾーニングの自主的導入や、事業者の規模、態様及び取組状況に応じたミニメールの内容確認に関する支援等の取組を推進している。

（2）被害少年の支援

平成24年中の少年が被害者となった刑法犯の認知件数は20万6,133件であり、このうち凶悪犯は1,019件、粗暴犯は1万2,838件であった。

警察では、被害少年に対し、少年補導職員（注1）を中心に継続的にカウンセリングを行うなどの支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。



事例 10

Case

強制わいせつの被害を受けた女兒（9）は、被害直後から外出を怖がるようになるなど精神的に不安定な面が見られたことから、少年サポートセンター（注2）職員が約2か月にわたり箱庭づくりなどのプレイセラピーによる継続的なカウンセリングを実施し、安心感を高めるとともに、電話や面接により保護者の悩みに向き合い、助言を行うなどの支援を実施した（京都）。

注1：特に専門的な知識及び技能を必要とする活動を行わせるため、その活動に必要な知識と技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうちから警視総監又は道府県警察本部長が命じた者で、少年の非行防止や立ち直り支援等の活動において、重要な役割を果たしている。平成25年4月1日現在、全国に約900人の少年補導職員が配置されている。

注2：33頁参照

2 少年非行の現状と対策

警察では、少年の健全な育成を図るべく、子供の犯罪被害対策に加えて、少年非行防止のための施策を推進している。

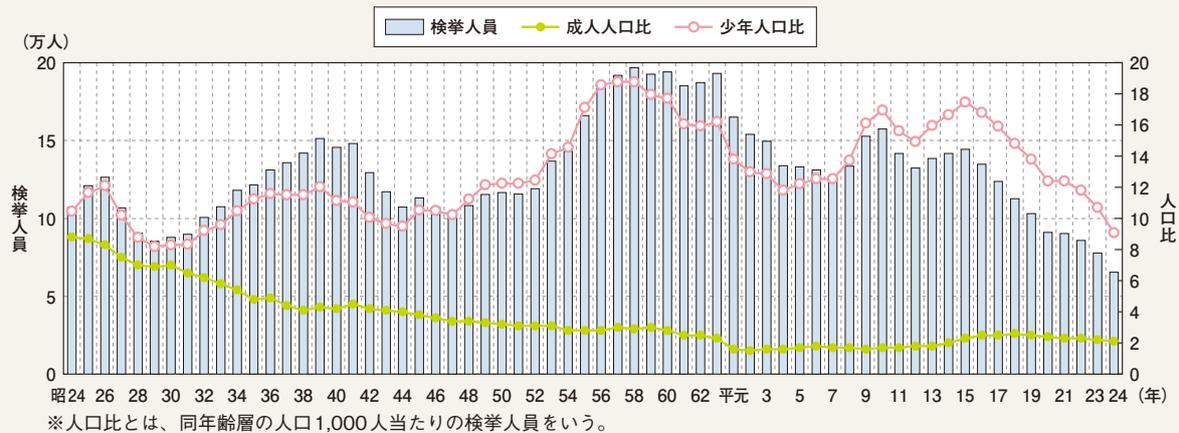
(1) 少年非行の現状

① 少年非行情勢

平成24年中の刑法犯少年の検挙人員は6万5,448人と、前年より1万2,248人（15.8%）減少し、9年連続の減少となった。しかし、同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員は9.1人で成人の4.3倍と、引き続き高い水準にある。

24年中の触法少年（刑法）の補導人員は1万3,945人と、前年より2,671人（16.1%）減少した。不良行為少年の補導人員は91万7,926人と、前年より9万5,241人（9.4%）減少し、11年ぶりに100万人を下回った。

図Ⅱ-29 刑法犯少年の検挙人員・人口比の推移（昭和24～平成24年）



表Ⅱ-4 触法少年（刑法）の補導人員の推移（平成15～24年）

区分	年次	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
補導人員（人）		21,539	20,191	20,519	18,787	17,904	17,568	18,029	17,727	16,616	13,945
凶悪犯		212	219	202	225	171	110	143	103	104	130
粗暴犯		1,467	1,301	1,624	1,467	1,425	1,347	1,336	1,497	1,438	1,469
窃盗犯		14,448	13,710	13,336	11,945	11,193	11,356	12,026	12,077	11,383	9,138
知能犯		39	46	57	63	55	65	68	60	68	61
風俗犯		132	116	116	117	138	137	166	175	185	202
その他の刑法犯		5,241	4,799	5,184	4,970	4,922	4,553	4,290	3,815	3,438	2,945

表Ⅱ-5 不良行為少年の補導人員の推移（平成15～24年）

区分	年次	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
補導人員（人）		1,298,568	1,419,085	1,367,351	1,427,928	1,551,726	1,361,769	1,013,840	1,011,964	1,013,167	917,926
深夜はいかい		577,082	669,214	671,175	719,732	795,430	732,838	554,078	549,798	564,575	526,421
喫煙		542,214	575,749	545,601	557,079	602,763	497,658	364,956	363,658	353,258	303,344
その他		179,272	174,122	150,575	151,117	153,533	131,273	94,806	98,508	95,334	88,161

② 平成24年中の少年非行の主な特徴

ア 刑法犯少年

平成24年中に検挙した少年の包括罪種別検挙人員は表Ⅱ-6のとおりであり、窃盗犯及び知能犯が前年より減少した一方で、凶悪犯、粗暴犯及び風俗犯が前年より増加した。

表Ⅱ-6 刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の推移（平成15～24年）

区分	年次	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
総数（人）		144,404	134,847	123,715	112,817	103,224	90,966	90,282	85,846	77,696	65,448
凶悪犯		2,212	1,584	1,441	1,170	1,042	956	949	783	785	836
粗暴犯		14,356	11,439	10,458	9,817	9,248	8,645	7,653	7,729	7,276	7,695
窃盗犯		81,512	76,637	71,147	62,637	58,150	52,557	54,784	52,435	47,776	38,370
知能犯		784	1,240	1,160	1,294	1,142	1,135	1,144	978	971	962
風俗犯		425	344	383	346	341	389	399	437	466	566
その他の刑法犯		45,115	43,603	39,126	37,553	33,301	27,284	25,353	23,484	20,422	17,019

イ 再犯者

24年中の刑法犯少年の再犯者数は9年連続で減少したが、刑法犯少年全体に占める再犯者の割合は15年連続で増加し、24年は33.9%と、前年より1.2ポイント上昇し、昭和47年以降で最も高くなった。

ウ 中学生及び高校生の検挙・補導人員（刑法）

平成24年中の刑法犯少年及び触法少年（刑法）のうち、中学生は3万894人、高校生は2万5,159人となっており、19年以降、中学生が高校生を上回っている。

(2) 少年非行防止対策

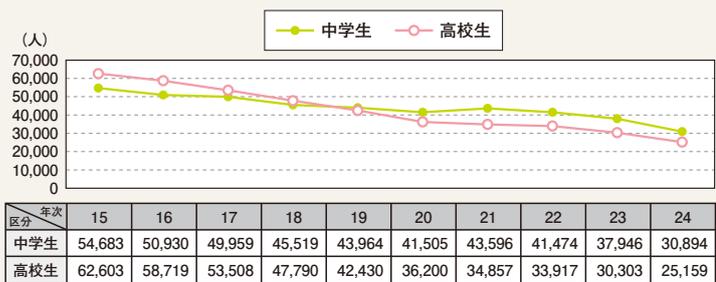
① 非行少年を生まない社会づくり

警察では、全ての都道府県警察に少年サポートセンターを設置（注）し、少年補導職員を中心に総合的な非行防止対策を行っている。平成22年からは、警察署の少年部門とともに、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図る観点から、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動や少年を厳しくも温かい目で見守る社会気運の醸成等、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいる。

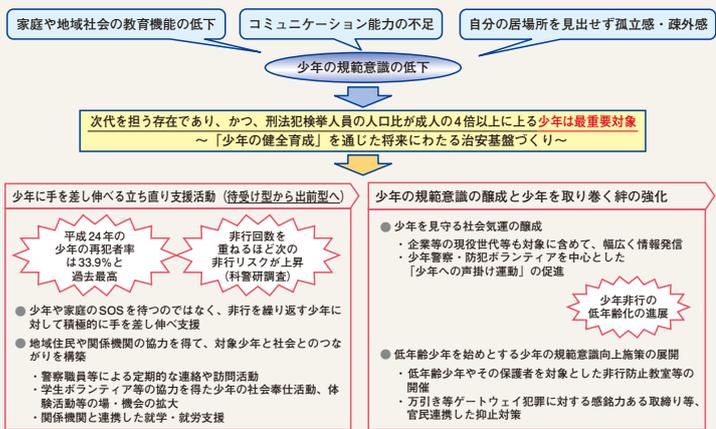
図Ⅱ-30 刑法犯少年の再犯者数・再犯者率の推移（平成15～24年）



図Ⅱ-31 中学生・高校生の検挙・補導人員（刑法）の推移（平成15～24年）



図Ⅱ-32 非行少年を生まない社会づくり



注：平成25年4月1日現在、全国に191か所（うち警察施設以外64か所）の少年サポートセンターが設置されている。

ア 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

警察では、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察の方から積極的に連絡し、警察職員が継続的に声を掛けるほか、少年の状況に応じて社会奉仕体験活動等への参加促進、就学・就労の支援等を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。特に、少年事件の共犯率が成人事件と比較して高く^(注)、不良交友関係が立ち直りの大きな阻害要因となっていることから、少年警察ボランティア等と連携しながら、不良交友関係の解消に加え、不良交友関係に代わる居場所づくりに努めている。

事例 1

Case

男子中学生（15）は、器物損壊等の非行や喫煙等の不良行為を繰り返し、不登校となっていたことから、農作業体験等を通じた居場所づくり活動や少年警察ボランティアによる学習支援等を行ったところ、徐々に将来に対する目標が芽生え、問題行動が減少するとともに、在籍する中学校に登校するようになり、希望する専門学校への合格を果たした（愛知）。

イ 少年相談活動

少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談に応じ、心理学や教育学の専門知識を有する職員や少年非行の取扱経験の豊富な職員が、親身に指導・助言を行っている。面接のほか、気軽に相談できるよう、フリーダイヤルの電話や電子メールでも相談に応じている。

ウ 街頭補導活動

少年のい集する繁華街、学校周辺、通学路、公園等において、学校その他関係機関、少年警察ボランティアや地域住民等と共同で喫煙や深夜はいかい等をしている少年に指導・注意を行う街頭補導活動を実施している。

エ 広報啓発活動

学校で非行防止教室、薬物乱用防止教室等を実施するとともに、地域住民や少年の保護者が参加する非行少年問題に関する座談会を開催するなどして、地域の非行情勢や非行要因等について情報発信し、少年警察活動等についての理解を促している。

② 学校その他関係機関との連携確保

ア 少年サポートチーム

個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っている。また、少年サポートチームの効果的な運用を図るため、警察庁と文部科学省が合同で、都道府県警察や関係機関・団体の実務担当者等による協議会を実施している。

イ 学校と警察との連携

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度が、全ての都道府県で運用されている。また、警察署の管轄区域や市区町村の区域を単位に、平成25年4月現在、全ての都道府県で約2,600の学校警察連絡協議会が設けられている。

図Ⅱ-33 少年サポートセンター



注：平成24年中に検挙された刑法犯の共犯率（少年と成人の共犯事件を含む。）について、成人の共犯率が12.2%であるのに対し、少年の共犯率は29.5%と、成人の2.4倍となっている。

ウ スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣している。スクールサポーターは「警察と学校との橋渡し役」として、いじめ事案の早期把握に努めているほか、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っている。25年4月現在、43都道府県で約700人が配置されている。

③ 少年警察ボランティアとの連携

警察では、平成25年4月現在、全国で少年補導員^(注1)約5万2,000人、少年警察協助手^(注2)約300人、少年指導委員^(注3)約6,700人等のボランティアを委嘱しており、協力して街頭補導活動、立ち直り支援活動その他少年の健全育成のための活動を推進している。また、25年3月現在、大学生を中心とした少年警察学生ボランティア約5,100人が全国で活動しており、少年と年齢が近くその心情や行動を理解しやすいなどの特性をいかし、学習支援活動や少年の居場所づくり活動等にも取り組んでいる。



少年警察ボランティアによる料理教室

コラム ① 大学生ボランティアの裾野拡大・活性化

立ち直り支援の対象少年と年齢が近く、少年の気持ちを理解できる大学生ボランティアは、スポーツ活動や学習支援等の支援活動を積極的かつ効果的に推進することが期待できる。警察では、大学生ボランティアの拡充に向けて、大学等に対する協力依頼を行っているほか、大学生ボランティア相互の意見交換等による意識の向上、効果的な活動に必要な知識・技能の習得等を図るための研修等を推進している。

④ 少年事件対策

警察では、少年の健全育成のために適切な保護処分が行われるよう、都道府県警察本部に少年事件指導官を置き、個々の少年の特性に応じた取調べ等を行うとともに、客観的証拠の収集や裏付け捜査等を徹底して厳格な非行事実の特定等に努めるよう、捜査員等に対する指導・教育を行い、少年事件の厳正かつ的確な捜査・調査に努めている。

事例 ②

Case

平成24年4月、男子中学生（14）は、バスジャックをする目的で路線バスに乗り込み、バス運転手（37）に対して果物ナイフを示し「ドアを閉める」などと脅迫した上、同人ともみ合いになった際に、同人の左前胸部をナイフで突き刺して傷害を負わせた。同月、少年を傷害罪で逮捕（同年5月に検察官から監禁致傷罪等で家庭裁判所に送致）した（警視庁）。

事例 ③

Case

24年10月、無職の少年（16）らは、路上においてホームレスの男性（67）に対して殴る蹴るの暴行を加えて傷害を負わせ、さらに後日、別の少年と共に同様の暴行を加え、殺害するに至った。同年11月、殺人罪等で少年ら5人を逮捕した（大阪）。

注1：街頭補導活動、環境浄化活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。

注2：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。

注3：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

女性が被害者となった刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、女性の生命を脅かすストーカー事案・配偶者からの暴力事案や、女性の尊厳を踏みにじる性犯罪の認知件数は増加しつつある。また、電子メールを使用したストーカー事案や、スマートフォン等を利用した盗撮事犯、ウェブサイト上の掲示板を利用した売春事犯等現代の電子機器を悪用した事案も続発している。

警察では、各種法令を適用した取締りやこれらの犯罪の未然防止対策に加えて、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の被害者の意思決定支援手続や性犯罪被害者の支援を始め、女性被害者の心情やニーズに配慮した各種施策を推進している。

1 女性の犯罪被害対策

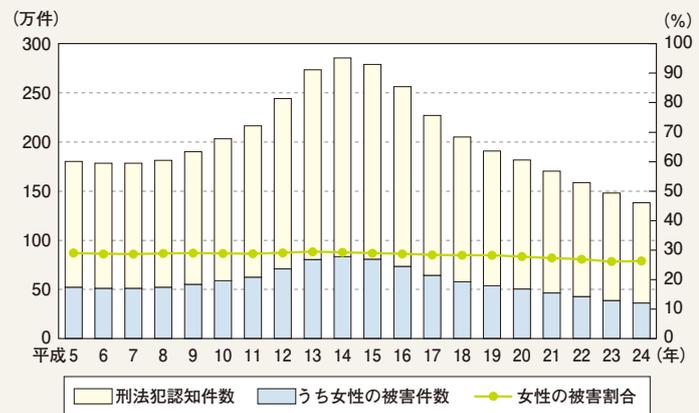
(1) 女性の犯罪被害の現状と対策

刑法犯認知件数のうち、女性が被害者となった件数（以下「女性の被害件数」という。）は、平成10年まで50万件台で推移していたが、11年から増加し、14年のピーク時には、約83万件となった。その後、刑法犯認知件数全体の減少とともに、女性の被害件数も減少し、24年中は約36万件となった。その間、認知件数に占める女性の被害件数の割合（以下「女性の被害割合」という。）については、刑法犯全体では、おおむね30%弱で推移しており、24年中は26.3%であった。

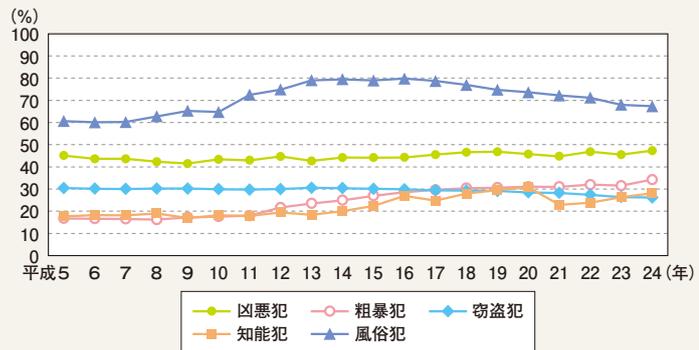
包括罪種別に、女性の被害割合をみると、詐欺等の知能犯で女性の被害割合が増加傾向にあるほか、暴行・傷害等の粗暴犯に関しても、24年中の女性の被害割合が約34%と、5年と比較して約2倍となっている。

個別の罪種・手口別にみると、主に女性が被害者となる性犯罪以外では、窃盗犯の認知件数のうち、ひったくりの約90%、すりの約60%が女性が被害者となったものである。そのほか、路上強盗、暴行、傷害、脅迫及び詐欺における女性の被害割合が増加傾向を示しており、同年は、傷害において女性の被害割合が、5年以降で最多となった。

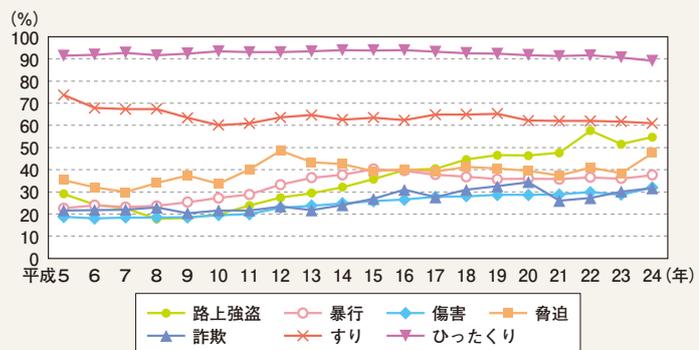
図Ⅱ-34 刑法犯認知件数及び女性の被害割合等の推移(平成5～24年)



図Ⅱ-35 包括罪種別女性の被害割合の推移(平成5～24年)



図Ⅱ-36 主な罪種・手口別女性の被害割合の推移(平成5～24年)



① 女性に対する暴力的事案の現状と対策

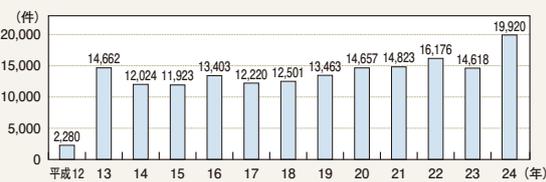
ア 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案

恋愛感情等のもつれに起因する各種のトラブルや事件のうち被害者やその親族等に危害が及ぶおそれのある事案（以下「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案」という。）は、事態が急展開して殺人事件等の生命に関わる重大事件に発展するおそれが大きいものであり、こうした特徴を踏まえた対策が求められている。

（ア）現状

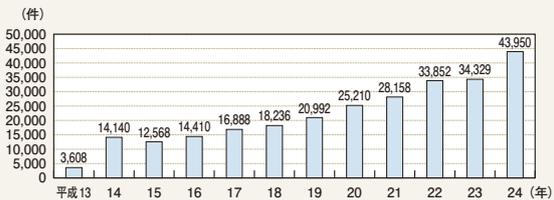
恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案のうち、主なものであるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の認知件数の推移は、それぞれ図Ⅱ-37及び図Ⅱ-38のとおりであり、平成24年中の認知件数は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）の施行以降、最多となった。

図Ⅱ-37 ストーカー事案の認知件数の推移（平成12～24年）



注1：執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。
 2：12年は、ストーカー規制法の施行日（11月24日）以降の認知件数

図Ⅱ-38 配偶者からの暴力事案の認知件数の推移（平成13～24年）



注1：配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受件した件数
 2：13年は、配偶者暴力防止法の施行日（10月13日）以降の認知件数

表Ⅱ-7 ストーカー事案への対応状況の推移（平成20～24年）

区分	年次	20	21	22	23	24	前年比増減(注)
行為者への指導警告(件)		4,149	4,331	5,887	5,409	7,410	2,001 (37.0%)
適用 ストーカー 規制法の	警告	1,335	1,376	1,344	1,288	2,284	996 (77.3%)
	禁止命令等	26	33	41	55	69	14 (25.5%)
	仮の命令	0	0	0	0	0	0 (-)
	警察本部長等への援助の申出の受理件数	2,260	2,303	2,470	2,771	4,485	1,714 (61.9%)
	検挙	243	261	220	197	340	143 (72.6%)
	検挙	1	2	9	8	11	3 (37.5%)
他法令による 検挙	殺人(未遂を含む。)	11	11	7	7	3	△4 (△57.1%)
	暴行	50	70	73	62	141	79 (127.4%)
	傷害	106	93	160	120	243	123 (102.5%)
	脅迫	88	87	106	90	277	187 (207.8%)
	住居侵入	111	124	147	125	270	145 (116.0%)
	その他	350	374	384	382	570	188 (49.2%)

注：23年の数値と比較した24年の増減数（括弧内は増減率）

表Ⅱ-8 配偶者からの暴力事案への対応状況の推移（平成20～24年）

区分	年次	20	21	22	23	24	前年比増減(注1)
加害者への指導警告(件)		5,341	5,753	8,481	9,331	14,963	5,632 (60.4%)
法に基 づく 対応	警察本部長等への援助の申出の受理件数(注2)	7,225	8,730	9,748	10,290	13,059	2,769 (26.9%)
	保護命令違反の検挙件数	76	92	86	72	121	49 (68.1%)
	警察に 通報 する	81	44	60	45	67	22 (48.9%)
	医療機関からの通報	2,618	2,722	2,774	2,460	2,985	525 (21.3%)
	裁判所からの書面提出要求(注3)	2,534	2,429	2,428	2,144	2,572	428 (20.0%)
	裁判所からの保護命令通知(注4)						
他法令による 検挙	殺人(未遂を含む。)	77	44	49	46	55	9 (19.6%)
	暴行	504	552	848	975	1,609	634 (65.0%)
	傷害	871	853	1,170	1,142	1,942	800 (70.1%)
	脅迫	22	21	35	27	121	94 (348.1%)
	住居侵入	24	22	38	32	49	17 (53.1%)
	その他	152	166	206	202	327	125 (61.9%)

注1：23年の数値と比較した24年の増減数（括弧内は増減率）

注2：20年及び21年の数値は、申出に対して執った措置件数

注3：警察が裁判所から申立人が相談した際の状況を記載した書面等の提出を求められた件数

注4：警察が裁判所からの保護命令の通知を受けた件数

(イ) 対策

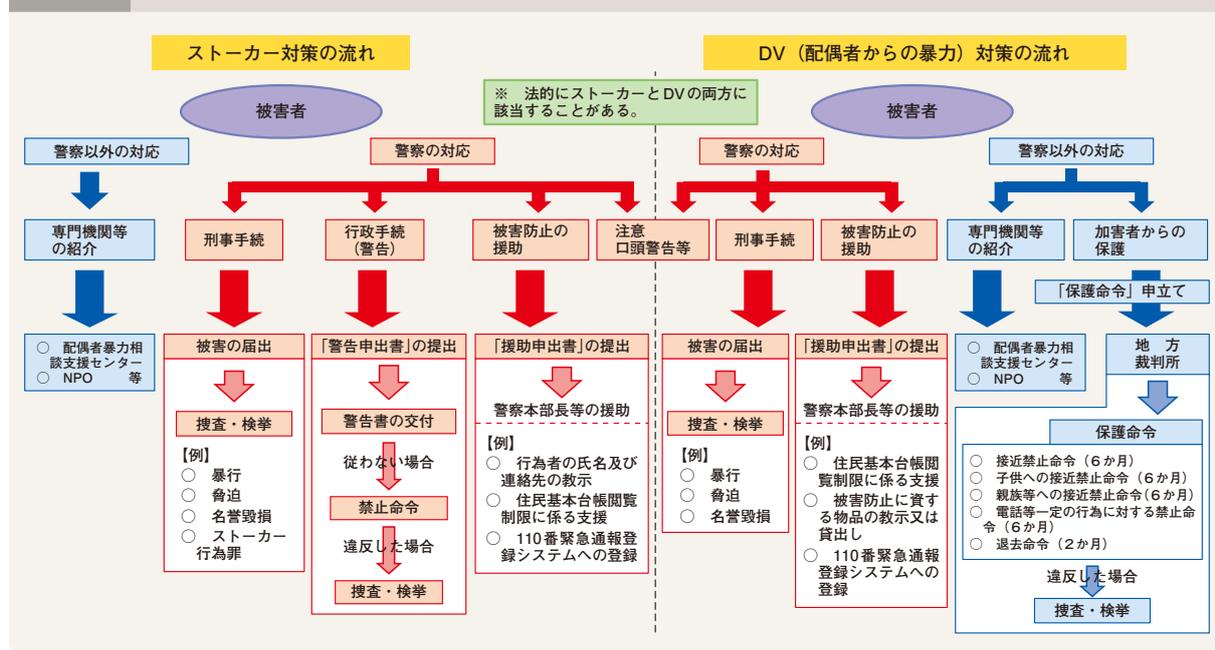
平成23年12月、長崎県西海市における殺人事件^(注1)の検証により明らかとなった問題点を踏まえ、警察では、被害拡大の防止が重要であるとの観点から、ストーカー規制法や配偶者暴力防止法^(注2)、その他の法令の積極的な適用による加害者の検挙等のほか、110番緊急通報登録システム^(注3)への登録やビデオカメラの設置等による被害者とその親族の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進してきた(44頁参照)。

さらに、新たな取組として、25年2月から順次全国で「被害者の意思決定支援手続」を導入したほか、「危険性判断チェック票」についても試行を実施し、その導入を図っている。

○ 被害者の意思決定支援手続

被害者の意思決定支援手続は、事案の危険性や被害の届出、ストーカー規制法に基づく警告の申出等の警察が執り得る措置を被害者等に図示しながら(図Ⅱ-39参照)分かりやすく説明し、被害者等が選択する措置を明確にするものである。被害者等の意思が明らかになることで、警察と被害者等が共通認識を持ち、より迅速・的確な事案対応を推進することができる。

図Ⅱ-39 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案に関する手続の流れ



○ 危険性判断チェック票

危険性判断チェック票は、外部の司法精神医学に関する有識者の科学的・専門的知見を得て作成されており、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案について相談をした被害者から、被害者本人や加害者の性格、日常行動等に関する項目についてアンケート方式で聴取し、その回答に基づいて殺人等の重大事案に発展する危険性を警察が判断するものである。あわせて、危険度が高い加害者へのアプローチを行うことで、更なる加害行為を思いとどまらせ、被害の拡大防止を図る取組について検討しているところである。

注1：千葉県警察、長崎県警察及び三重県警察において、平成23年10月から男女間における暴力を伴うトラブルに関し被害女性の父親等から相談を受けていたところ、同年12月、当該トラブルの相手方の男が長崎県西海市に所在する女性の実家に押し掛け、その家族を殺害したものの。
 2：25年6月、第183回国会において、生活の本拠を共にする一定の交際相手から暴力を受けた被害者を保護の対象とする配偶者暴力防止法の一部を改正する法律が成立した。
 3：あらかじめ電話番号を登録した被害者等から通報があった場合、被害者等からの通報であることが自動表示されるもの。

コラム ②神奈川県逗子市における殺人事件に伴う対応について

(1) 事件の概要

平成24年11月、神奈川県逗子市において、元交際相手の女性に対する脅迫罪により保護観察付執行猶予中の男が、同女に慰謝料を請求する内容の電子メールを連続して大量に送信した後、同女を殺害する事件が発生した。

(2) 逮捕状請求時における配慮

本件においては、捜査員が男に脅迫罪の逮捕状を示す際、逮捕状に記載された被害者の結婚後の氏名や自宅住所を読み上げたことなどから、これをきっかけに男が被害者の住所等を特定した可能性があった。

これを受け、警察庁は、24年12月、再被害防止への配慮が必要とされる事案における逮捕状の請求につき、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案等における被疑事実の要旨の記載に当たっては、再被害防止の必要性等に応じて被害者の氏名や住所の表記方法に配慮するよう都道府県警察に指示した。

(3) 保護観察所との連携

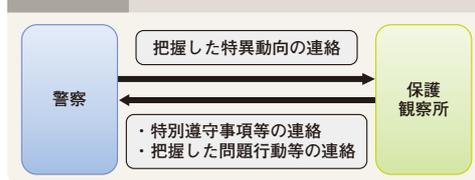
保護観察所において男に対し被害者との接触を禁じた特別遵守事項が付されていたことや、電子メールの連続送信行為があったことについて、警察と保護観察所との情報交換が十分なされていたれば、執行猶予の取消しに向けた手続を執ることができた可能性があった。それまでも警察は、配偶者暴力相談支援センター等との連携の下、被害者支援のための活動を行っていた（44頁参照）ところであったが、これに加えて

警察庁は、法務省と協議の上、25年3月、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に関して、特異動向のある行為者が保護観察付執行猶予中であるか否か及び送致した被疑者が保護観察付執行猶予に付されたか否かの把握、並びに保護観察付執行猶予中の者による問題行動等の把握に関して、保護観察所等との連携を強化するよう都道府県警察に指示した。

(4) 連続した電子メールの送信について

事件当時のストーカー規制法においては、電子メールの連続送信行為それ自体は規制の対象である「つきまとい等」の一類型として明確に位置付けられていなかったことなどから、ストーカー規制法の適用等が困難と判断され、ストーカー規制法に基づく行政措置や刑事事件としての捜査が行われなかった。これを踏まえ、25年6月、第183回国会において、電子メールの連続送信行為を「つきまとい等」の一類型として規制対象に追加することなど^(注)を内容とするストーカー規制法の一部を改正する法律が成立した。

図Ⅱ-40 保護観察所との連携



事例 ①

Case

24年12月、被害女性（30歳代）は、勤務先に客として来訪した男（36）による自宅への押し掛けについて警察に相談した。警察では、女性に対して被害の届出を促したが、女性がこれをちゅうちょしたため、自宅周辺等の警戒を行い、男に口頭で指導した。しかし、男がその後もつきまとい等を続けたことから、女性に対し、重大事件に発展する危険性について再度説明し説得したところ、女性は被害を届け出たことから、男をストーカー規制法違反で逮捕した（群馬）。

事例 ②

Case

24年10月、かつて被害女性（30歳代）と内縁関係にあった男（39）が女性方に押し掛けた上、女性を物干し竿で突き、娘を殺しに行く旨を告げて脅迫した。警察では、直ちに女性等の保護措置を執り、被害の届出を促したが、女性は男からの報復を恐れて、これをちゅうちょした。しかし、警察は、男が暴力団と交際している点等から極めて危険性が高い事案と認め、被害の届出のないまま傷害罪及び脅迫罪で男を逮捕した。女性は警察からの助言に基づき、男の勾留期間中に転居した（福岡）。

注：このほか、長崎県西海市における殺人事件（38頁参照）の問題点等を踏まえ、警告を行うことができる警察本部長等や、禁止命令等を行うことができる都道府県公安委員会の範囲の拡大等の内容が盛り込まれた。

事例 3

Case

24年6月、福岡県内に居住していた被害女性（30歳代）は、夫（31）からの暴力に耐えかねて、息子と共に宮崎県内へ避難した。宮崎県警察では、女性から、「(息子を) 渡さなかったら殺す」などと夫から電子メールが送られてきた旨の被害の届出を受け、福岡県警察に速報するとともに、女性の避難先直近に常駐して警戒するなどの保護措置を実施した。さらに、同日中に逮捕状の発付を得、翌朝、夫を福岡県内の自宅において脅迫罪で逮捕した（宮崎、福岡）。

イ 強姦・強制わいせつ

強姦・強制わいせつを始めとする性犯罪は、被害者の尊厳を踏みにじり、身体的のみならず精神的にも極めて重い被害を与える犯罪であり、警察では、被害者の心情、プライバシー等に配慮した対応がなされるよう取組を実施している。

(ア) 現状

平成24年中の強姦及び強制わいせつの認知件数は、強姦1,240件、強制わいせつ7,263件と、前年より増加した(81頁参照)。また、検挙件数及び検挙人員も、それぞれ前年より増加しており、特に、強制わいせつの24年中の検挙件数(3,946件)及び検挙人員(2,451人)は、同罪種として統計をとり始めた昭和41年以降最多となった。

(イ) 対策

性犯罪捜査は、被害者への対応、証拠採取その他の捜査手法において専門性が求められることから、性犯罪捜査全般に精通した専門捜査官の育成に努めるとともに、その他の捜査員等に対しても、被害者からの届出受理、事情聴取、被害者連絡制度等に関する研修の充実を図っている(その他の性犯罪被害者を支援する取組については44頁参照)。

警察では、殺人、強盗等とともに強姦及び強制わいせつを「重要犯罪」と位置付け、全ての警察本部に性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係を設置して、性犯罪の発生状況等を集約・分析し、その結果に基づいた捜査の指導・調整を行っているほか、関係都道府県警察間における合同・共同捜査を推進して効果的な捜査を実施するなどの取組を強化している。また、DNA型鑑定等の科学捜査を積極的に推進するとともに、心情、プライバシー等に配慮した被害者に対する事情聴取等、性犯罪特有の捜査の困難性を克服するための捜査手法、装備資器材等の開発に取り組んでいる。

また、認知された強制わいせつの被害のうち、街頭(注)で行われたものが全体の約6割を占めることから、警察では、関係機関・団体等と連携し、公共空間における防犯に配慮した環境整備を推進している(54頁参照)。

② 女性の日常を狙った犯罪の現状と対策

女性の日常生活を脅かす犯罪として、痴漢、盗撮、ひったくり・すり等があり、治安に対する不安の一因となっている(22頁参照)。

図Ⅱ-41 強制わいせつの認知、検挙状況の推移(昭和41~平成24年)



注：街頭とは、道路上、駐車(輪)場、都市公園、空き地、公共交通機関等(地下鉄内、新幹線内、その他の列車内、駅、その他の鉄道施設、航空機内、空港、船舶内、海港及びバス内)、その他の交通機関(タクシー内及びその他の自動車内)及びその他の街頭(地下街地下通路及び高速道路)をいう。

ア 痴漢事犯

電車内等における痴漢事犯については、都道府県迷惑防止条例違反、刑法上の強制わいせつ事犯等として検挙している。平成24年の迷惑防止条例等違反^(注1)のうち痴漢行為の検挙件数（電車内以外で行われたものを含む。）と電車内における強制わいせつの認知件数を合わせた数は、4,250件と、昨年^(注2)に比べ6.9%増加した。

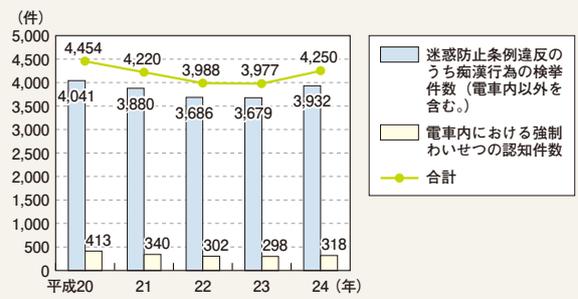
警察庁では、有識者等から構成される研究会を開催し、電車内の痴漢事犯の実態を把握するための調査や、電車内の防犯カメラの効果を検証するための実験等の結果を、23年3月、「電車内の痴漢撲滅に向けた取組みに関する報告書」として取りまとめた。その内容を踏まえ、警察では、鉄道会社に対する女性専用車両の増加の働き掛けや、痴漢撲滅キャンペーンの実施等、関係機関・団体等と連携した対策に取り組んでいる。

イ 盗撮事犯

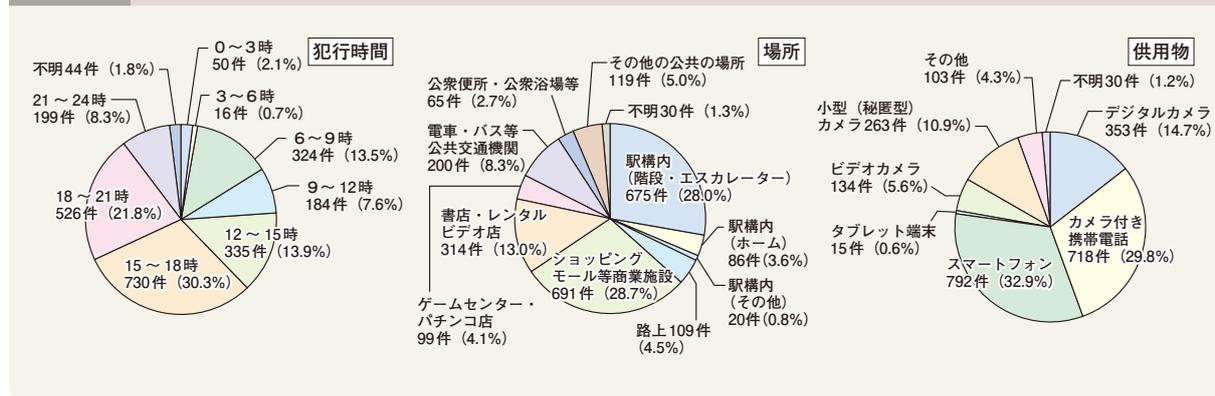
盗撮事犯については、一般的に都道府県迷惑防止条例等違反で検挙している。24年中の迷惑防止条例等違反のうち、盗撮^(注2)の検挙件数は2,408件であった。盗撮事犯の犯行時間、犯行場所、盗撮行為に利用された供用物は、図Ⅱ-43のとおりである。

警察では、盗撮事犯の抑止を図るため、広報啓発活動や取締りの強化を実施している。

図Ⅱ-42 痴漢事犯の検挙状況等の推移(平成20~24年)



図Ⅱ-43 盗撮事犯の犯行時間、場所、供用物別検挙件数(平成24年)



事例 4 Case

福岡県では、福岡市中央区天神地区における盗撮事案が多発したことを受け、22年から警察本部、警察署、地元商店会が連携し、盗撮事犯の取締りの強化、広報啓発活動、防犯ミラーの設置等の総合対策を実施したところ、同地区内において被害が特に多発していた大型書店における発生件数が大きく減少した。

注1：各都道府県のいわゆる迷惑防止条例違反のうち、卑わいな行為等を禁止する規定に係る検挙件数及び検挙人員は、「痴漢」、「のぞき見」、「下着等の撮影」、「透視によるのぞき見」、「透視による撮影」、「通常衣服を着けない場所における盗撮」及び「(その他)卑わいな言動」の区分(それぞれの区分に厳密な定義はなく、個々に事件をいずれの区分に分類するかは都道府県警察が個別に判断している。)により報告を求めているが、そのうち「痴漢」として都道府県警察から報告を受け、集計した数値を示したものである。

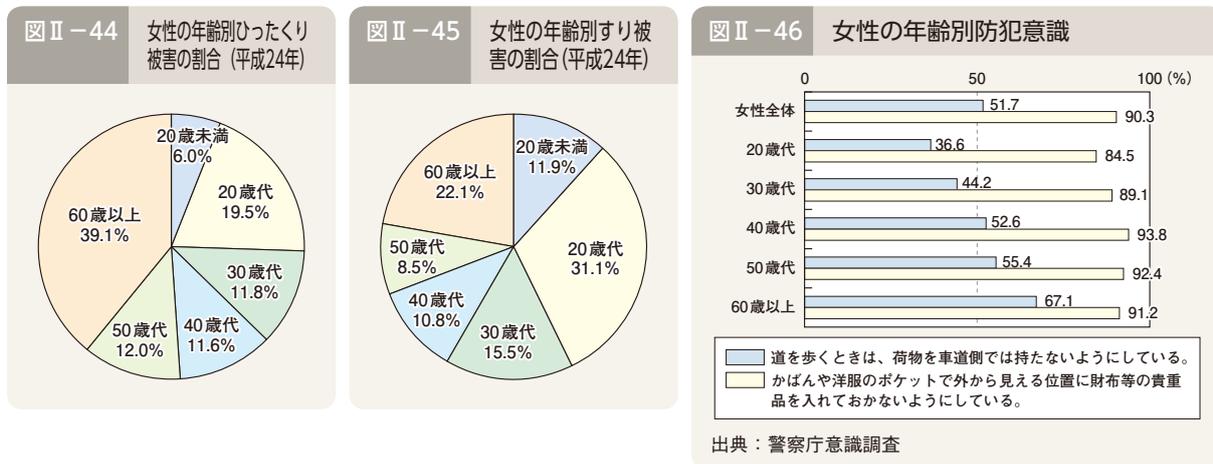
2：注1と同様の分類のうち「下着等の撮影」及び「通常衣服を着けない場所における盗撮」として都道府県警察から報告を受け、集計した数値を「盗撮」として示したものである。

ウ 女性を狙った窃盗事犯

窃盗犯の認知件数に占める女性の被害割合は、ひったくりに関しては約90%、すりに関しては約60%で推移するなど、両者は女性が被害者となることが多い犯罪である（注1）。

24年中の、ひったくり・すりの女性の被害状況を年齢別にみると、いずれも20歳代及び60歳以上の被害者の割合が高い（図Ⅱ-44、図Ⅱ-45参照）が、調査の結果によると、女性の中では60歳以上の防犯意識と比較して、20歳代の防犯意識は低いことがうかがわれる（図Ⅱ-46参照）。

警察では、ひったくり・すりを始めとした女性が被害者となりやすい犯罪に関して、広報啓発活動の実施や防犯教室の開催等を通して、犯罪の発生しやすい時間帯（注2）や被害状況の特徴（注3）等に関して注意喚起を行い、被害防止を図っている。



③ 女性の性的搾取に係る犯罪の現状と対策

女性の性を売り物にして女性を搾取する犯罪は、被害女性に対して深刻な身体的・精神的苦痛を与え、甚大な損害をもたらしている。

ア 売春関係事犯（注4）

近年の売春関係事犯は、店舗を設けて行う事犯のほか、派遣型ファッションヘルスを仮装した事犯や、出会い系サイトを利用して女性になりすまして客を勧誘する事犯等がみられ、不法な収益を得ることを目的に、巧妙かつ組織的に行われている状況が認められる。また、平成24年中に警察が検挙した売春関係事犯において、売春を行っていた女性のうち18歳未満の女性の割合は約2割であった。

表Ⅱ-9 売春を行っていた女性の年齢層別状況の推移（昭和60年、平成20～24年）

区分	年次	昭和60年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総	数（人）	7,575	1,794	1,700	1,414	1,241	897
	18歳未満	1,054	369	308	332	280	212
	18～19歳	807	64	65	68	37	37
	20～29歳	3,486	514	543	431	330	270
	30歳以上	2,228	847	784	583	594	378

警察では、売春をさせる行為等に対する取締りを推進するとともに、それにより得られた収益を剥奪するための措置を講ずるなどして、売春関係事犯の根絶を図っている（注5）。

注1：36頁参照

2：ひったくりの発生時間帯については、50頁参照

3：被害状況の特徴としては、ひったくりについては、かばんを歩道側で所持している、自転車に防犯カバーを付けていない、移動中にヘッドフォンを着用している、すりについては、かばんの中の見えやすい位置に貴重品を入れているなどが挙げられる。

4：売春防止法違反及び売春に密接に関係して行われた児童福祉法、職業安定法、労働基準法その他の法令違反に係る事犯

5：児童に対して売春をさせるなどの福祉犯については、29～31頁参照

事例 5

Case

自営業の男（30）は、24年9月、出会い系サイトで知り合った女性（19）に対し、自らが行う事業の運営資金が足りない旨を申し向けて資金提供を求め、同女との間で、不特定多数の男性客を相手に売春をさせ、その対償を同男が取得することを内容とする契約をした上で、同年10月、女性になりすまして出会い系サイトの掲示板に売春の相手方を求める書き込みをするなどして誘引した客を同女に売春の相手方として引き合わせた。同年11月、同男を売春防止法違反（売春をさせる契約及び周旋）で逮捕した（奈良）。

イ 人身取引事犯

売春等の性的サービスをさせ、その収益を搾取することなどを目的に、女性や児童をだましたり脅したりしてその者を獲得し、引き渡し、蔵匿するなどの人身取引事犯が国際的な問題となっている。

我が国でも、ブローカーの手引きによって入国した外国人女性が、渡航費用等の名目で多額の債務を負わされた上で、渡航前に告げられていた予定とは異なり、風俗店等で働かされて売春等の性的サービスを強要される事案が多発している。日本人についても、出会い系サイトで知り合った相手から理不尽な理由により金銭を要求されたり、ホストクラブで負った債務の肩代わりをした者からその債務の返済を要求されたりして、これらの者の支配下に置かれ、売春等を強要される事案がみられる。

警察では、人身取引事犯に対し、その態様に応じ各種法令を適用して取締りを推進するほか、入国管理局、婦人相談所等と連携して被害者の適切な保護に努めている。また、定期的に関係国の在日大使館、被害者を支援する民間団体等との間で会議を開催し、緊密な情報交換を行っているほか、潜在する被害者を一人でも多く保護できるよう、風俗店等への積極的な立入り、警察等への被害申告を多言語で呼び掛けるリーフレットの作成・配布、広く一般の方から関連情報の提供を受け付ける匿名通報ダイヤルの運用等を行っている。さらに、人身取引事犯が発生した地域を中心に、警察と地域住民が一体となって人身取引の被害者を生まない環境を醸成するための意見交換の実施、講演会の開催、宣言の採択等の取組を行っている。



警察等に被害申告するよう多言語で呼び掛けるリーフレット（抜粋）

事例 6

Case

飲食店経営のタイ人の女（41）は、平成24年1月、同店で売春婦として働かせることなどを目的に、代金450万円を支払う約束でタイ人の被害女性（24）を買い受けた。被害女性は、450万円の借金を負わされ、売春して返済するよう強要されていた。同年6月までに、被害女性を買い受けた同店経営者を出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長）、売春防止法違反（周旋）、人身買受け罪等で、被害女性を売り渡したタイ人の女（31）ら2人を人身売渡し罪等でそれぞれ検挙した。なお、被害女性は、公的保護施設で一時保護され、その後、国際機関の支援により本国へ帰国した（警視庁、栃木、群馬）。

(2) 女性被害者支援

犯罪被害者は、犯罪によって直接、身体的、精神的又は経済的な被害を受けるだけでなく、様々な二次的被害を受けることがある。特に、女性が被害者となることが多い強姦、強制わいせつ等の性犯罪は、犯罪被害者の尊厳を踏みにじるものであり、平成23年7月、警察庁において制定された「犯罪被害者支援要綱」では性犯罪被害者が重点的な支援の対象として挙げられている。

また、同じく女性が被害者となることが多い恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案については、事態が急展開して重大事件にまで発展するおそれが大きいことを踏まえ、被害拡大の防止の観点から、組織を挙げた迅速・的確な対応が求められている。

警察では、性犯罪被害者や恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案等の被害者の負担の軽減を図るため、個々の心情やニーズに配慮した支援施策を推進している^(注)。

① 性犯罪被害者に対する支援

警察では、性犯罪被害者の精神的負担の軽減を図るため、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するとともに、女性警察職員による「性犯罪110番」等の相談窓口や「性犯罪被害者相談コーナー」等の相談室の設置等相談体制の充実に努めている。その他、カウンセリング技能を有する警察職員の活用に加え、精神科医やカウンセラー、被害者支援団体等との連携によるカウンセリング委嘱制度を運用するなど性犯罪被害者のニーズに応じた適切なカウンセリングを実施している。



犯罪被害者に対応するカウンセラー（被害者は模擬）

また、性犯罪被害者の経済的負担の軽減を図るため、初診料、診断書料、緊急避妊に要する経費等の支援を行う制度を充実させるとともに、衣類を証拠として預かる際の着替え等を整備している。

さらに、事件発生時における迅速かつ適切な診断・治療、証拠採取や女性医師による診断等のため、産婦人科医会等とのネットワークを構築し、連携強化に努めている。

② 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の被害者に対する支援

警察では、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の被害者のため、保護命令手続の教示や避難の勧奨等を行っている。

また、被害者等の一時保護を行う配偶者暴力相談支援センター等の関係機関・団体と、カウンセリングの実施や保護命令の申立てのための証拠収集・保存方策等の専門性を要する措置について連携協力している。

さらに、加害者が被害者を発見するのを防ぐ取組として、加害者が被害者の住所を探索する目的で被害者の住民基本台帳を閲覧するおそれがある場合、被害者に対し、市区町村における住民基本台帳閲覧制限等の措置を教示し、申請手続の援助を行っているほか、逮捕時に被疑者の前で読み上げられる被疑事実の要旨における被害者の氏名や住所の表記方法に配慮することとしている（39頁参照）。

事例

Case

兵庫県警察においては、事案の危険性・切迫性に応じた頻度での被害者への連絡を確実に実施することができるよう、事案の危険度を3つのレベルに分類するとともに、データベースを全ての警察署に整備し、連絡予定日に近接するとデータベースの該当部分の色が自動的に変化して担当者に注意喚起するシステム（ストーカー安心コールシステム）を導入している。

注：その他の犯罪被害者支援については、209頁参照

2 女性をめぐるその他の警察活動

(1) 女性警察官の活躍

警察では、従来から女性警察官の採用を推進しており、平成14年度以降、毎年1,000人を超える女性警察官を採用し、女性警察官数は年々増加している。24年度には約1,500人（採用者総数に占める比率は13.0%）が採用され、25年4月1日現在、全国の都道府県警察には、女性警察官約1万8,700人（注1）が勤務しており、警察官に占める女性警察官の割合は7.2%となっている（注2）。

職域については、従来は、女性警察官の多くが交通部門に配置されていたが、現在は、他の職域に配置される女性警察官の割合が増加しており、女性が被害者となる性犯罪や配偶者からの暴力事案等において、捜査や被害者支援に女性警察官の能力や特性がいかされている。

図Ⅱ-47 都道府県警察の女性警察官数及び警察官に占める女性警察官の割合の推移（平成15～25年度）



注1：数値は各年度4月1日現在のものである。

注2：平成23年度以降は定員外とされた育児休業取得中の者を含んでいる。

コラム ③警察における女性の視点を一層反映した対策の推進に関する検討会

女性警察官の採用・登用の拡大、女性被害者等への対応の強化等について検討するため、平成25年1月から、5人の部外有識者による「警察における女性の視点を一層反映した対策の推進に関する検討会」が計4回開催された。同検討会は、同年5月に、「警察における女性の視点を一層反映した対策の推進に関する報告書」を取りまとめ、

- ・ 「女性の力」をより積極的に取り込むことは警察を強いものとする
- ・ 女性の視点を警察業務に反映させることは、治安情勢の変化に敏感に対応する観点から極めて重要である

という認識に基づき、今後取り組むべき施策の方向性を示した。警察では、この報告書を踏まえ、能力・実績に応じた積極的な人材登用や女性職員が更に働きやすい勤務環境づくり、女性被害者等への対応の強化等の取組を推進することとしている。



検討会座長からの報告書提出

(2) 女性被留置者の処遇

女性被留置者に対する適正な処遇という観点から、各都道府県警察では、物的基盤の整備として女性専用留置施設（注3）の整備を進めるとともに、人的基盤の整備として、女性留置担当官の配置を進めている。

図Ⅱ-48 女性専用留置施設数及び女性留置担当官数の推移（平成20～24年度）



注：数値は各年度4月1日現在のものである。

注1：育児休業中の者を含む。

注2：平成25年4月1日現在、全国の都道府県警察には、警察官以外にも約2万8,300人の一般職員が勤務しており、うち女性職員は約1万2,200人

注3：女性被留置者のみを留置し、女性警察官が常時看守業務に従事する施設

第4節

高齢者をめぐる警察活動

刑法犯認知件数全体に占める高齢者が被害者となった件数の割合は過去20年間で2倍以上に増加した。特に、レンタル携帯電話やバーチャルオフィス等の犯罪インフラを悪用して敢行される特殊詐欺や悪質商法において、被害者に占める高齢者の割合の増加が顕著である。また、虐待等の高齢者に対する暴力的事案も増加傾向にある。

一方で、高齢者人口の増加に伴い、刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合も増加している。

警察では、各種法令を適用した取締りや広報啓発活動に加えて、関係機関・団体等と連携した高齢者の犯罪被害防止に向けた取組のほか、高齢者の規範意識の向上や地域社会の絆の強化に向けた各種取組を実施している。

1 高齢者の犯罪被害対策

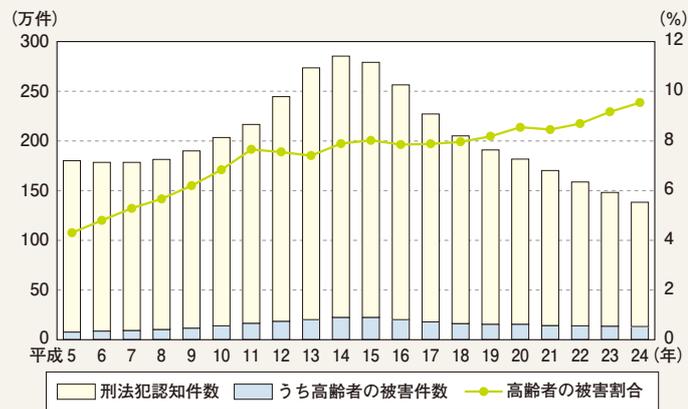
(1) 高齢者の犯罪被害の現状と対策

刑法犯認知件数のうち、高齢者が被害者となった件数（以下「高齢者の被害件数」という。）は、平成8年に10万件、13年に20万件を突破し、14年のピーク時には、約22万5,000件となった。その後、刑法犯認知件数全体の減少とともに、高齢者の被害件数も減少し、24年中は約13万件となった。一方、認知件数に占める高齢者の被害件数の割合（以下「高齢者の被害割合」という。）については、刑法犯全体についてみると、24年中は、9.5%と、5年と比較して2倍以上の割合を記録している。

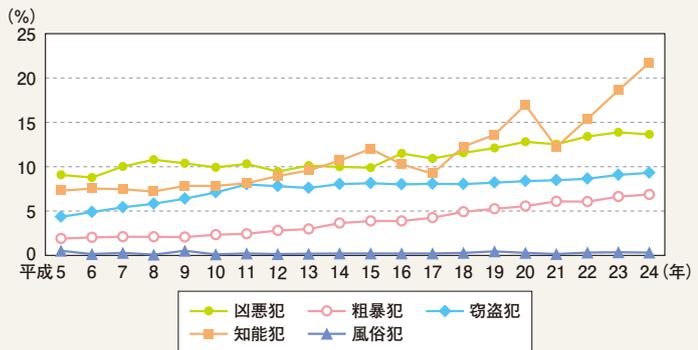
包括罪種別にみると、高齢者が被害者となった認知件数の割合が全体的に増加している。特に、知能犯について高齢者の被害割合の増加が顕著であり、24年は20%を超えるなど、20年前と比較して約3倍となっている。また、暴行・傷害等の粗暴犯について高齢者の被害割合をみると、24年は6.9%と、5年と比較して3倍以上になっている。

個別の罪種・手口別にみると、多くの罪種・手口で高齢者の被害割合が増加傾向にある中、特にひったくりの約30%、殺人、詐欺の約25%が高齢者が被害者となったものである。また、すりの認知件数に占める高齢者の被害割合は約15%と、高止まりしている。

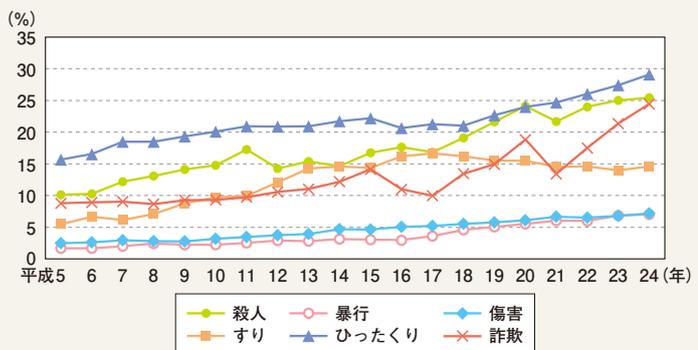
図Ⅱ-49 刑法犯認知件数及び高齢者の被害割合等の推移（平成5～24年）



図Ⅱ-50 包括罪種別高齢者の被害割合の推移（平成5～24年）



図Ⅱ-51 主な罪種・手口別高齢者の被害割合の推移（平成5～24年）



① 高齢者の金銭を狙った犯罪の現状と対策

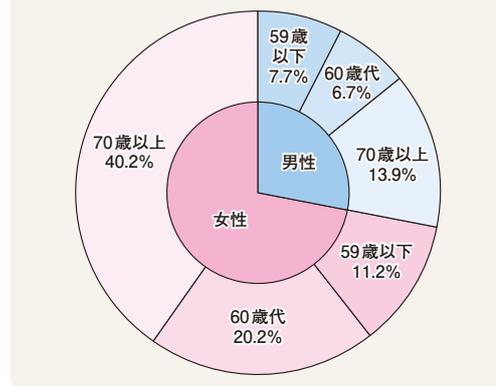
ア 高齢者を狙った特殊詐欺

振り込み詐欺を始めとする特殊詐欺^(注1)は、高齢者が主な被害者層であり、多大な被害が生じている。一人暮らしの高齢者が増加し、地域社会の連帯意識の希薄化が指摘される現在、社会全体でこうした犯罪への対策を講ずることが求められている。

(ア) 現状

特殊詐欺全体における被害者の年齢構成については、70歳以上が5割以上、60歳以上では約8割を占め、性別構成については、女性が7割以上を占めている。その中でも、オレオレ詐欺、還付金等詐欺及び金融商品等取引名目の特殊詐欺^(注2)については、高齢者が実行のターゲットとされている。

図Ⅱ-52 特殊詐欺の被害者年齢・性別割合(平成24年)



表Ⅱ-10 特殊詐欺の手口別被害者年齢・性別割合(平成24年)

	被害者年齢・性別構成比 (%)					
	59歳以下		60歳代		70歳以上	
	男	女	男	女	男	女
特殊詐欺全体	7.7	11.2	6.7	20.2	13.9	40.2
振り込み詐欺	7.2	11.9	5.9	21.0	12.1	41.9
オレオレ詐欺	0.6	6.9	4.6	25.7	12.0	50.2
架空請求詐欺	20.4	34.1	6.3	7.5	8.3	23.4
融資保証金詐欺	52.4	12.9	17.6	4.8	10.9	1.4
還付金等詐欺	0.5	4.7	6.2	25.0	16.6	46.9
振り込み詐欺以外の特殊詐欺	9.1	9.4	8.8	18.0	18.8	35.9
金融商品等取引名目	3.7	6.5	8.2	19.9	20.8	40.9
異性との交際あっせん名目	55.8	25.6	11.6	0.0	7.0	0.0
ギャンブル必勝情報提供名目	41.0	28.4	12.6	7.7	6.5	3.8
その他の名目	14.5	10.9	12.7	10.9	12.7	38.2

(イ) 高齢者を守るための対策

警察では、特殊詐欺の被害者の多くを占める高齢者を守るために、関係機関・団体等と連携して対策を推進している。

○ 防犯指導・注意喚起の推進

警察では、高齢者の特殊詐欺被害を防止するため、ポスター掲示等による一般的な広報啓発のほか、警察官による巡回連絡や防犯講話、民間に委託したコールセンターによる架電等による直接的な防犯指導・注意喚起を推進している。また、関係機関・団体等と連携した各種取組も実施している。

さらに、警察から高齢者の子や孫等の家族に対しても働き掛けを行い、家族から高齢者に対して、留守番電話等の活用促進や犯行手口の周知等を実施してもらう取組を推進している。



牛乳配達事業者による防犯チラシの配布状況

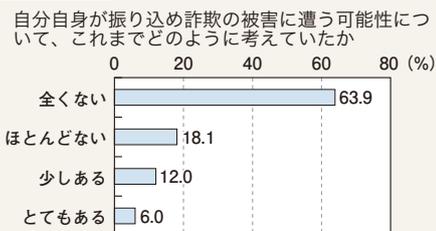
注1：86頁参照

注2：金融商品等取引名目の特殊詐欺とは、未公開株・社債等の有価証券、外国通貨等の売買勧誘等をめぐるもので、これによる被害が近年急増している(86頁参照)。

コラム ④振り込め詐欺被害者の防犯意識

警察庁意識調査において振り込め詐欺の被害に遭った高齢者に対し、自分自身が被害に遭う可能性についてこれまでどのように考えていたか質問した結果、「全くない」又は「ほとんどない」と答えた者が8割以上に上った。

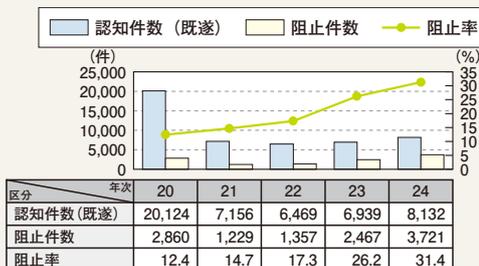
図Ⅱ-53 振り込め詐欺被害者の防犯意識



出典：警察庁意識調査
注：振り込め詐欺被害に遭った高齢者（133人）による回答

○ 金融機関等と連携した「声掛け」による被害防止
特殊詐欺の被害金の多くがATMや金融機関窓口を利用して出金又は送金されていることから、だまされている高齢者に対する金融機関職員等による声掛け^(注1)は、被害防止のために極めて重要である。警察では、高齢者への声掛け用のチェックリスト^(注2)を金融機関等に提供するほか、声掛け訓練を行うなどして、声掛けの実施を促進しており、その結果、特殊詐欺の阻止率は年々上昇している。平成24年における金融機関職員等の声掛け等による特殊詐欺被害の阻止金額は、約95億円であった。

図Ⅱ-54 特殊詐欺の認知件数と阻止件数の推移（平成20～24年）



注1：平成22年以前の数値には振り込め詐欺以外の特殊詐欺は含まない。
注2：阻止率とは、認知件数（既遂）と阻止件数の合計に占める阻止件数の割合をいう。

コラム ⑤「声掛け訓練」で特殊詐欺被害防止

金融機関と連携した声掛け訓練では、警察官等が詐欺に遭った被害者役となり、行員が声掛け用のチェックリストを利用するなどして被害者を説得したり、警察に通報したりするなどの一連の対応を確認している。

警察では、21年から全国一斉の声掛け訓練を4回実施しており、25年2月の実施時には、金融機関職員、防犯ボランティアら2万486人が参加し、全国1,275店舗で訓練を実施した。



銀行における声掛け訓練状況

事例 ①

Case

金融機関職員は、女性（80歳代）が慌てた様子で高額の引き出しを申し込んだことから、振り込め詐欺被害の疑いを持った。同職員は、現金の引き出しに応じた上で女性宅に同行することができたため、女性の家族に事情を説明して事実関係を確認すると、孫をかたる者から株取引の損失補てんのためとして現金を求める電話を受けていたことが判明したので、家族と共に女性を説得して現金の入金を思いとどませた（山梨）。

注1：金融機関職員のほか、コンビニエンスストア店員や警備員、タクシー運転手等による声掛け阻止事例がある。

注2：「この振込（引出）は息子や孫から電話で頼まれた／はい・いいえ」等の質問項目に記入を求めるアンケート用紙

イ 高齢者を狙った悪質商法

悪質商法とは、一般消費者を対象に、組織的・反復的に行われる商取引であって、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたものをいうが、悪質業者は、商取引に不慣れた高齢者等を狙って詐欺的商行為を重ね、多数の被害をもたらしている状況にある。

(ア) 利殖勧誘事犯

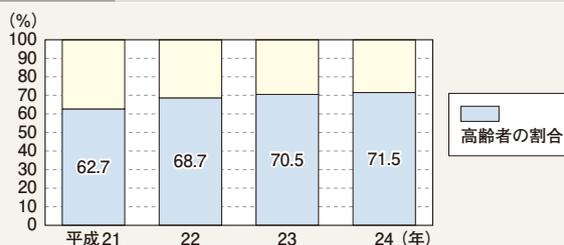
利殖勧誘事犯^(注1)は、被害者に占める高齢者の割合が非常に高い。平成24年中の全国の消費生活センターに寄せられた利殖勧誘事犯の可能性のある既遂被害に関する相談のうち、契約当事者が高齢者であったものの割合は71.5%に上り、近年増加傾向にある。

警察では、利殖勧誘事犯の被害拡大防止・被害回復を図るため、利殖勧誘事犯を重点的に取り締まるとともに、口座凍結のための金融機関への情報提供を推進しており、24年中の情報提供件数は4,955件であった。また、24年中の利殖勧誘事犯の検挙状況は表Ⅱ-11のとおりであった。

表Ⅱ-11 利殖勧誘事犯の検挙状況の推移 (平成20～24年)

区分	年次	20	21	22	23	24
検挙事件数 (事件)		22	29	31	35	41
検挙人員 (人)		117	125	110	184	196

図Ⅱ-55 全国の消費生活センターに寄せられた利殖勧誘事犯の可能性のある既遂被害に関する相談のうち、契約当事者が高齢者であったものの割合の推移 (平成21～24年)^(注2)



事例 2

Case

無登録業者役員 (65) らは、23年1月頃から同年6月頃にかけて、「グリーンシート銘柄で有望株。近々上場する予定なので、買えば必ずもうかる」などと告げて、33都道府県の156人から約9億6,600万円をだまし取るなどした。24年11月までに、21人を金融商品取引法違反 (無登録営業等)、詐欺罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (以下「組織的犯罪処罰法」という。) 違反 (組織的詐欺) 等で検挙した (大阪)。

(イ) 特定商取引等事犯

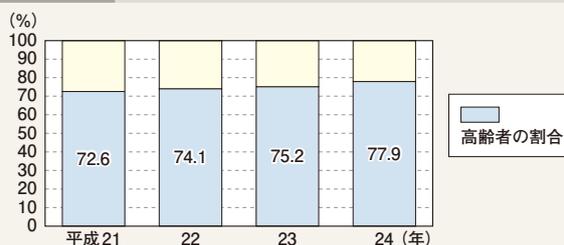
特定商取引等事犯^(注3)についても、被害者に占める高齢者の割合が非常に高い。平成24年中に全国の消費生活センターに寄せられた特定商取引等事犯の可能性のある既遂被害に関する相談のうち、契約当事者が高齢者であったものの割合は77.9%に上り、近年増加傾向にある。

24年中の特定商取引等事犯の検挙状況は表Ⅱ-12のとおりであった。

表Ⅱ-12 特定商取引等事犯の検挙状況の推移 (平成20～24年)

区分	年次	20	21	22	23	24
検挙事件数 (事件)		142	152	193	161	124
検挙人員 (人)		279	371	430	314	259

図Ⅱ-56 全国の消費生活センターに寄せられた特定商取引等事犯の可能性のある既遂被害に関する相談のうち、契約当事者が高齢者であったものの割合の推移 (平成21～24年)^(注4)



事例 3

Case

訪問販売業者 (30) らは、19年6月頃から24年1月頃にかけて、過去の顧客名簿を基に、活水器の点検と称して高齢者方等を訪問し、「活水器の磁力が弱くなっている。新しい活水器を付けないと水道管にたまったさびが逆流する。」などと虚偽の内容を告げて、活水器購入名目で、5府県の620人から約1億4,200万円をだまし取るなどした。同年5月、3人を特定商取引法違反 (不実の告知) 及び詐欺罪で逮捕した (愛知)。

注1：未公開株、社債等の取引や投資勧誘等を仮装し金を集める悪質商法。具体的には、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 (以下「出資法」という。)、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯をいう。

注2：全国消費生活情報ネットワーク・システム (PIO-NET) に平成25年1月15日までに登録された相談 (未公開株、公社債、ファンド型投資商品、外国通貨、デリバティブ取引、二次被害に関する相談) のうち、既に金銭を支払ってしまったこと及び契約年が判明したものの件数を基に作成。

注3：訪問販売、電話勧誘販売等で不実を告知するなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。具体的には、訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引に関する法律 (以下「特定商取引法」という。)) 違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯をいう。

注4：PIO-NETに25年1月15日までに登録された相談 (住宅リフォーム工事訪問販売、布団類の訪問販売、消火器の訪問販売に関する相談) のうち、既に金銭を支払ってしまったこと及び契約年が判明したものの件数を基に作成。

コラム ⑥ 悪質商法等に悪用されるサービスの犯罪利用防止対策

悪質商法等を敢行する者は、被害金の振込先として銀行口座を悪用するほか、被害者等を信用させるためにバーチャルオフィス^(注1)を悪用するなどの状況が認められる。

バーチャルオフィス事業者等に対する調査^(注2)によると、警察安全相談等で認知した利殖勧誘事犯を行っている業者のうち、バーチャルオフィスを本店所在場所として商業登記していたものは約6割であり、うち当該バーチャルオフィスを本店所在場所として銀行等で口座開設していることが確認できたものが約9割であった。また、これら業者に利用されているバーチャルオフィス事業者の店舗の約7割は都内中心部に所在しており、法人契約を締結していたバーチャルオフィス事業者のうち、約4割が法人自体の本人確認を行っていなかった。

このような現状に鑑み、警察では、口座凍結のための迅速かつ積極的な金融機関への情報提供、金融機関に対する凍結口座名義法人情報の提供等を行うとともに、事業者に対する解約要請、悪質な事業者の検挙、犯行助長サービスの悪用実態の継続的な把握・分析等の犯罪利用防止対策を推進している。

コラム ⑦ 「訪問購入」の規制

昨今の貴金属価格の高騰に伴い、不意に自宅等を訪問した事業者によって強引に貴金属等を買取られる被害が急増したことを踏まえ、特定商取引法が改正され、不当な勧誘行為の規制、書面交付義務、クーリング・オフ等「訪問購入」に係る規制が新たに整備された（平成25年2月施行）。

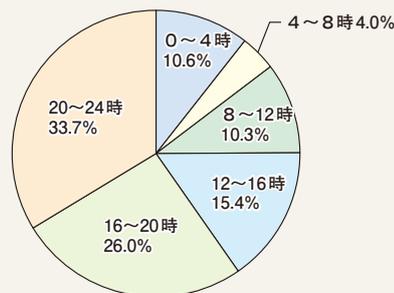
ウ 高齢者を狙った ひったくり等

窃盗犯について高齢者の被害割合は増加傾向にあり、手口別にみると、24年中は、ひったくりが約30%、すりが約15%となっている（46頁参照）。

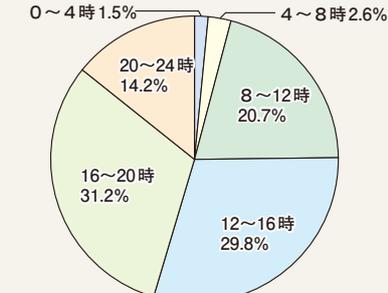
24年中のひったくりの時間帯別被害割合をみると、全年齢では、日没後となる20時から24時までの時間帯における被害割合が最も高くなっている。一方、高齢者では、16時から20時までの時間帯における被害割合が最も高くなっているほか、昼間（8時から16時）における被害割合も高い。

警察庁意識調査からは、高齢者は一般的に、ひったくり・すりに対する高い防犯意識を有していることがうかがわれるが、被害実態や高齢社会の進展等を踏まえ、一層の注意喚起等が必要であるとの考えの下、警察では、高齢者を対象とした、ひったくりの被害防止のための防犯教室や街頭における広報啓発活動を継続して実施している。

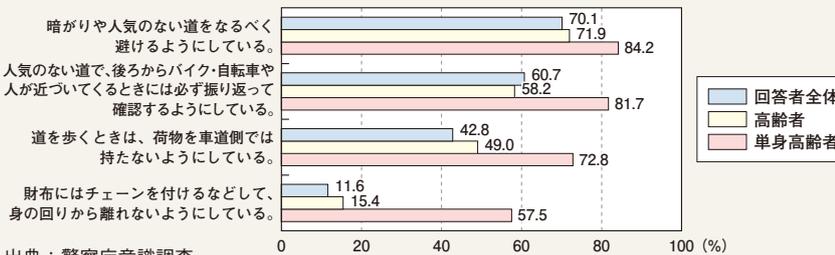
図Ⅱ-57 ひったくりの時間帯別被害割合(全体)



図Ⅱ-58 ひったくりの時間帯別被害割合(高齢者)



図Ⅱ-59 高齢者の防犯意識



注1：自己の所在地を顧客が本店所在地として登記することなどを許諾するいわゆる貸し住所サービス、犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条第2項第41号に規定する自己の居所若しくは事務所の所在地を顧客が郵便物を受け取る場所として使用させることを許諾するいわゆる郵便物受取サービス等専用スペースを持たずに対外的な事務所機能を持つことができるサービスやレンタルオフィスに関するサービスを提供するものをいう。

2：警察庁では、いわゆる郵便物受取サービス等を提供するバーチャルオフィス等の悪用実態を把握するため、平成24年中に、警察安全相談等で認知した利殖勧誘事犯を行っている業者と所在地又は電話番号が同一のバーチャルオフィス事業者等に対し、利用契約実態に関する調査を実施した。

② 高齢者に対する暴力的事案の現状と対策

粗暴犯の高齢者の被害割合や高齢者虐待の件数は増加傾向にあり、心身の機能が低下し、抵抗が困難になった高齢者を保護するための対策が求められている。

ア 高齢者を被害者とする殺人・暴行・傷害

殺人・暴行・傷害における高齢者の被害件数は、殺人では横ばい、暴行・傷害では増加傾向となっており、全体の認知件数に占める高齢者の被害割合は増加している（46頁参照）。

24年中の暴行・傷害の認知件数を犯行場所別にみると、住宅における発生割合は、暴行が20.0%、傷害が24.9%であった。一方、これを高齢者が被害者となったものに限ると、住宅における発生割合は、暴行が38.8%、傷害が40.3%となっており、身近な生活空間である住宅において高齢者の被害が顕著となっている。

イ 高齢者虐待

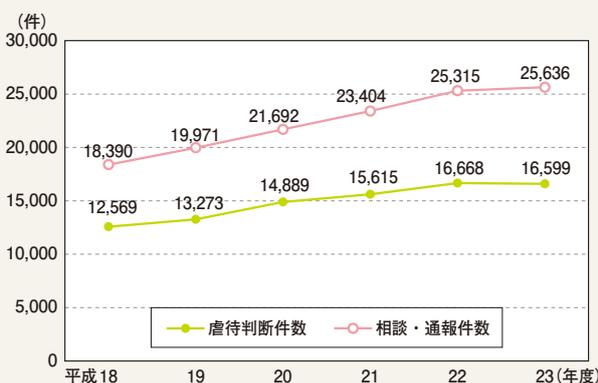
(ア) 現状

厚生労働省の調査（注2）によると、平成23年度に市町村及び都道府県で受け付けた高齢者虐待に関する相談・通報件数は、養介護施設従事者等（注3）によるものが687件（うち虐待と判断された件数は151件）、養護者（注4）によるものが2万5,636件（同1万6,599件）となっている。養護者による虐待の種別（複数回答）は、身体的虐待が64.5%で最も多く、次いで心理的虐待（37.4%）、経済的虐待（25.0%）、介護等放棄（24.8%）となっている。

(イ) 対策

警察では、相談等の各種警察活動に際し、高齢者虐待事案を認知した場合には、速やかに市町村へ通報することはもとより、事案に応じて加害者に指導・警告したり、事件化を図るなど高齢者虐待事案への適切な対応を図っている。

図Ⅱ-60 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数等（平成18～23年度）



出典：厚生労働省「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」

図Ⅱ-61 養護者による高齢者虐待の種別・類型（平成23年度）



出典：厚生労働省「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」

事例 4

Case

高齢者の女性（75）から「同居する長女（48）から暴力を振るわれけがをした。自宅を飛び出して車上生活をしている。長女を処罰してもらいたい」旨の届出を受けた。女性に事情聴取した結果、同居する長女が女性に殴る蹴るなどの暴力を振るい、右手の小指を骨折するけがを負わせたことが判明したことから、市に対し高齢者虐待事案として通報するとともに、所要の捜査を行い、長女を傷害罪で検挙した（長野）。

注1：発生場所が「一戸建住宅」「中高層（4階建以上）住宅」「その他の住宅」のもので、その敷地内を含む。

注2：「平成23年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」をいう。

注3：介護老人福祉施設など養介護施設又は居住サービス事業等養介護事業の業務に従事する者

注4：高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

2 高齢者による犯罪

(1) 犯罪情勢

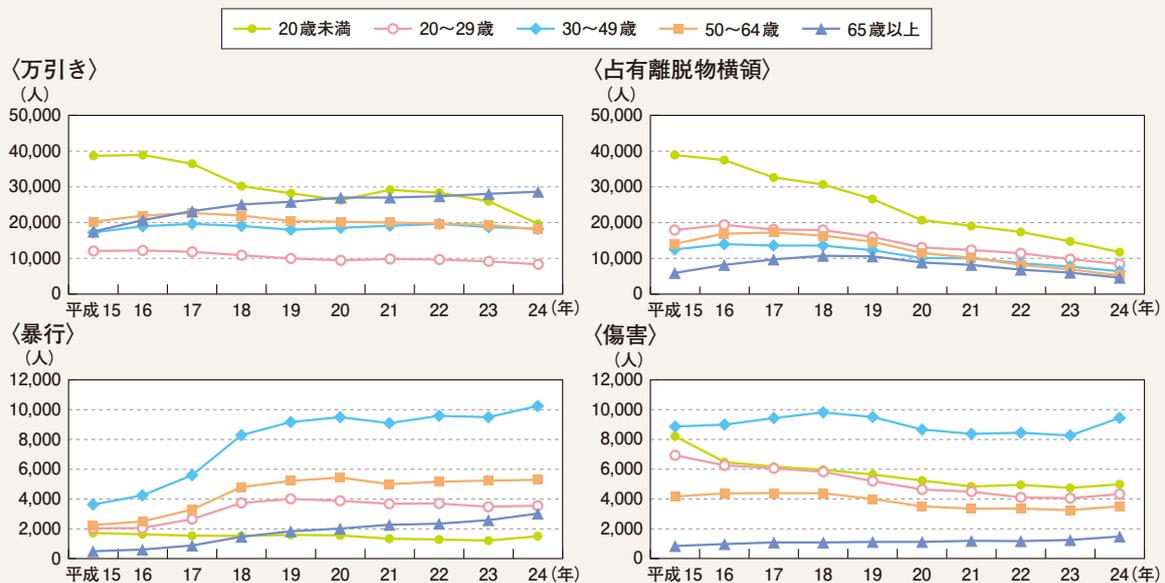
近年、刑法犯の検挙人員が減少している中、高齢者人口及び総人口に占める割合の増加（22頁参照）もあり、高齢者の刑法犯検挙人員は、平成10年台に大幅に増加し、その後も高い水準を維持している。刑法犯全体の中で高齢者による犯罪の占める割合も年々高まっており、24年中、高齢者の刑法犯検挙人員は4万8,544人と、元年と比べて約7倍に増加し、また、検挙人員総数に占める割合も2.1%から16.9%に上昇した。

図Ⅱ-62 高齢者の刑法犯検挙人員及び高齢者の割合の推移（平成元～24年）



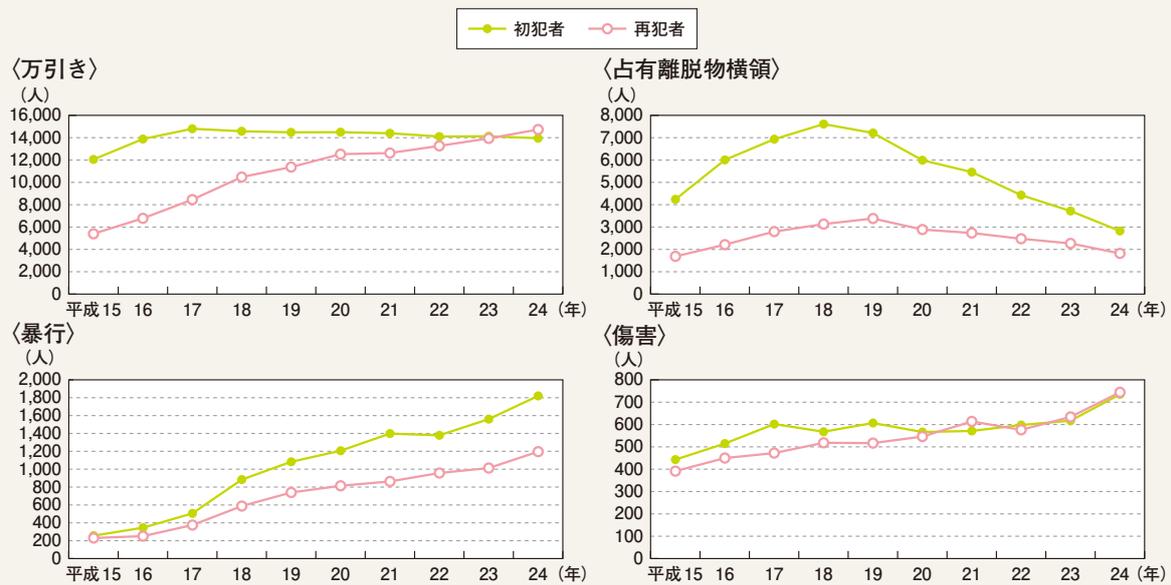
高齢者による犯罪の主なものは、万引き、占有離脱物横領、暴行及び傷害で、これらの犯罪の検挙人員で高齢者の刑法犯検挙人員の約8割を占める。これらの犯罪の検挙人員の推移について年齢層別に比較すると、特徴的な傾向を示すのは万引きである。万引きについては、15年から24年までの間に、他の全ての年齢層が減少する中、高齢者だけが増加し、24年中には、高齢者の検挙人員が最も多くなり、全年齢層に対する割合でも約3割を占めた。

図Ⅱ-63 年齢層別検挙人員の推移（平成15～24年）



また、初犯者・再犯者別に高齢者の検挙人員の推移を見ると、暴行及び傷害については初犯者・再犯者とも増加傾向にある。万引きについては、初犯者がほぼ横ばいであるのに対し、再犯者の増加が著しく、24年中は再犯者が初犯者を上回った。占有離脱物横領については初犯者・再犯者とも19年頃から大幅な減少傾向にある。

図Ⅱ-64 初犯者・再犯者別検挙人員の推移（平成15～24年）



(2) 犯罪を防止するための取組

万引きを始めとする高齢者による犯罪に関しては、背景として規範意識の低下や地域社会における高齢者の孤立化等があることがうかがわれることを踏まえ、警察としては、高齢者の規範意識の向上と地域社会における絆の強化を目的とした取組を実施している。

事例 1

Case

福島県警察では、高齢者による万引きが増加傾向にあることを踏まえ、広く社会全体に注意喚起し、高齢者自身の規範意識の向上を目的に、関係機関・団体等の協力の下、高齢者自身による高齢者に対する防犯広報・防犯指導を実施する「万引き防止アドバイザー」制度を平成25年度から導入した。25年5月1日現在、県内で727名の万引き防止アドバイザーが、老人クラブ等における座談会で防犯講話を行うなどの活動を実施している。

事例 2

Case

岡山県警察では、県内の関係機関・団体等（注）を一堂に集めた「犯罪の起きにくい社会づくりミーティング」を開催し、高齢者の安全・安心を確保するための方策について協議し、行動計画を取りまとめた。行動計画には、高齢者を犯罪の加害者にさせないための実施事項として、個別訪問による啓発活動や地域住民や高齢者同士のふれあいの場の創造による孤立の防止等が盛り込まれた。

コラム

⑧ 高齢被留置者の適切な処遇のために ～留置担当警察官の声～

被留置者の年齢層は幅広く、最近では特に60～70歳代の高齢者が増えているように感じます。高齢の被留置者は、そのほとんどが高血圧等の持病を抱えている上、留置担当官の介助を要する者もいます。自分の体調を上手に伝えられない被留置者もいるので、健康状態の把握には特段の注意を払っています。また、耳が遠くて意思疎通が図れず同室者とトラブルになることもあるので、居室内の様子にも目配りが欠かせません。高齢の被留置者への対応等、社会情勢の変化と個々の被留置者の状況に応じた適正な留置管理業務を推進する必要性を実感しています（警視庁、警部補）。

注：地域包括支援センター、防犯ボランティア団体、ライフライン事業者等

第5節

子供・女性・高齢者を守る総合的な取組

これまで、対象や犯罪種別に応じた警察の取組について紹介してきたが、子供・女性・高齢者を守るためにはそれだけでは不十分であり、社会全体で子供・女性・高齢者を守る制度や、ニーズに応じた対応を行う制度が求められている。本節では、子供・女性・高齢者全体を対象とした総合的な取組として、社会づくり施策及び警察による相談業務を紹介する。

1 子供・女性・高齢者を守る社会づくり

(1) 犯罪防止に配慮した環境整備等の推進

警察庁意識調査では、子供・女性・高齢者の犯罪被害を防止するために、警察に要望することとして、「見通しの悪い場所や暗がり減らすなどの防犯環境の改善」「街頭防犯カメラの設置台数の増加」といった犯罪防止に配慮した環境整備等を求める回答が寄せられた。

警察では、地方公共団体、事業者、地域住民等と連携し、道路、公園、繁華街等において、犯罪防止に効果的な構造・設備等を採用するなど犯罪防止に配慮した環境整備や環境浄化活動を推進している（106頁参照）。具体的には、通勤・通学路における緊急通報装置の整備、繁華街等における街頭防犯カメラの整備や違法広告物の除去、道路・公園・駐車場等における街路灯の整備や植栽の剪定による見通しの確保等が挙げられる。

事例 1 Case

東京都足立区においては、有識者や警察の協力の下、独自に作成したガイドラインに基づき、一定の宅地開発事業において、住宅及び周辺施設の防犯性を一体的に評価・認定する「防犯設計タウン認定制度」を平成23年10月に創設した。住宅や道路・公園の配置や防犯設備等の設置について計画段階から区が関与するとともに、町会・自治会の設立や住民による門灯・玄関灯の夜間点灯等に関するルール作り等の自主的な活動について認定の基準を設けることにより、安全・安心で持続可能なまちづくりを推進している。また、認定された地域において、警察等と連携したパトロールの充実が図られるなど、運用面から後押しする取組も実施されている（警視庁）。



防犯設計タウン認定の証

事例 2 Case

深夜の少年い集の常態化や性犯罪の発生等により、利用者から不安の声が高まっていた都市公園について、警察、自治体、事業者、大学、防犯ボランティア団体、自治会等をメンバーとする対策会議において防犯対策を検討した。その結果、自治体による犯罪防止に配慮した環境設計に基づく公園の大規模改修、警察による公園内への交番の移設（25年度予定）、事業者等から成る協議会による周辺地域における街頭防犯カメラの整備、地域住民や大学生等の防犯ボランティアによる落書き消し等の環境浄化活動等が実施されるに至った（福岡）。



福岡市警固公園

(2) 多様な主体の参加による安全・安心な社会の実現に向けた取組

これまでも、警察と地方公共団体、事業者、地域住民等が相互に連携協力し、参加型の犯罪予防活動等を実施することにより、社会の安全・安心を確保する取組が行われている（84、106～108頁参照）。その中には、子供見守り活動や、性犯罪被害防止活動、高齢者宅巡回活動等、子供・女性・高齢者に関するものが多く含まれている。

また、狭義の治安対策にとどまらず、交通・医療・福祉・教育等、社会各分野の機関・団体等が連携して、総合的な社会の安全・安心を確保しようとする動きが一部にみられる（下記コラム参照）。

このように多様な主体が参加して行われる取組は、社会の基礎たる「安全」の重要性等に関する正しい認識を社会に根付かせ、「安心」の土壌を造るとともに更なる活動参加を生むなど、安全・安心な社会を実現するために有効な手段である。そこで、警察では、こうした取組や活動が多様な主体の参加により持続可能なものとなるよう、犯罪予防活動の重要性の説明やネットワークの整備、情報の提供等を実施している。

事例

Case

島根県松江市川津地区では、公民館を拠点として自治会連合会等が中心となり、大学生、PTA、商店街振興組合等の多様な主体が参加して防犯活動を実施している。子供の登下校の時間帯における街頭での見守り活動や青色回転灯を活用してのパトロール活動、振り込め詐欺防止・万引き防止キャンペーンを実施している。本活動は、学生ボランティアに対する地域の受け皿となり、若年層の自主防犯意識の高揚と将来への持続可能性を高めることにつながっている（島根）。

コラム ⑨ 東京都豊島区のセーフコミュニティ活動

総合的な社会の安全・安心の確保に向けた取組の代表例として、東京都豊島区におけるセーフコミュニティ活動を挙げることができる。セーフコミュニティ活動とは、「けがや事故等は、偶然の結果ではなく、原因を究明することによって予防できる」という理念の下、安全と健康の質を高めていくまちづくり活動のことであり、世界保健機関（WHO）による国際認証^{（注1）}制度が設けられている。

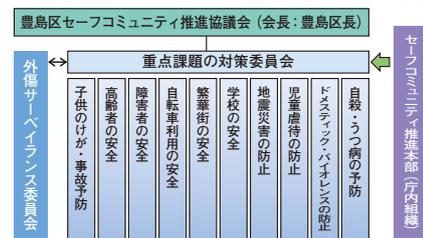
豊島区の場合、様々な機能が集積する都市である一方で、犯罪防止や環境浄化、災害対策、交通安全対策、人口流動対策、独居高齢者対策等の大都市特有の安全面での課題を抱えていたことから、区を中心に、地元警察署を始めとした関係機関・団体等^{（注2）}がメンバーとなった推進協議会や、児童虐待防止、配偶者からの暴力（DV）防止、高齢者の安全確保等の重点課題ごとの対策委員会における協議を通じて、総合的な安全・安心を確保する体制がとられており、警察も構成員として、統計データの提供や活動の指標作成のための作業等を実施している。

取組の一例としては、「虐待と暴力のないまちづくり宣言」に基づき、児童虐待やDV等を根絶するための施策が複数機関によって推進されており、警察も、犯罪の取締りのほか、情報の提供や研修プログラムの実施等を行っている。

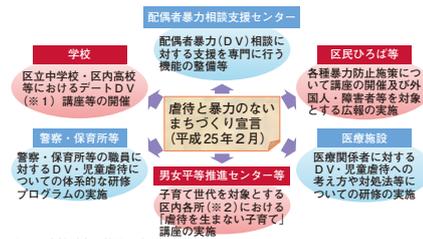
本取組は、「社会の安全・安心」をキーワードに、大都市において自治体を中心となり、多数の関係機関・団体等が連携してまちづくりを行う取組として画期的なものであり、平成24年11月に国際認証を取得し、現在も継続的に実施されている。



豊島区へのセーフコミュニティ国際認証授与式



セーフコミュニティ（豊島区）の推進体制



注：現在検討中の施策も含む。
 ※1 恋人同士における身体・言葉・態度による暴力のこと
 ※2 男女平等推進センター、子供家庭支援センター、保健所等

セーフコミュニティ（豊島区）が実施する取組例

注1：我が国においては、豊島区ほか5市町（京都府亀岡市、青森県十和田市、神奈川県厚木市、長野県箕輪町、同県小諸市）が認証を取得している（平成25年3月現在）。

2：具体的には、区内の防犯協会、消防団、町会、商店街連合会、PTA連合会、地元の大学、警察署、消防署等が挙げられる。

2 警察における相談業務の充実強化

多くの国民が治安に対する不安を抱える中、警察は、様々な犯罪・事故に関して国民から寄せられる相談に対応している。子供・女性・高齢者から寄せられる相談も多く、警察では、それらの相談に対し、相談者のプライバシーの保護や心情、境遇等に配慮しながら、迅速・確実な組織的対応を実施するよう努めている。

(1) 相談受理体制

警察では、国民から寄せられた相談に対し、迅速・確実な組織的対応を行うことができるよう、都道府県警察本部及び警察署に相談の総合窓口をそれぞれ設置しているほか、性犯罪被害者相談窓口や少年相談窓口等の相談内容に応じた専用窓口^(注1)を設置している。

また、都道府県警察本部に相談専用電話を設置し、全国統一番号の「#(シャープ)9110」番^(注2)に電話をかければ発信地を管轄する警察本部等の警察総合相談室に自動的に接続されるようにするなど、相談上の利便を図っているほか、9月11日を「警察相談の日」と定め、「#9110」番や各都道府県警察に設置している各種相談窓口について広報し、利用を呼び掛けている。

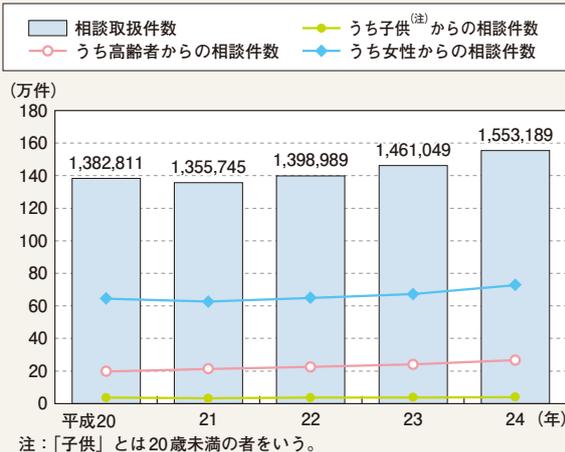


「#(シャープ)9110」番の広報活動

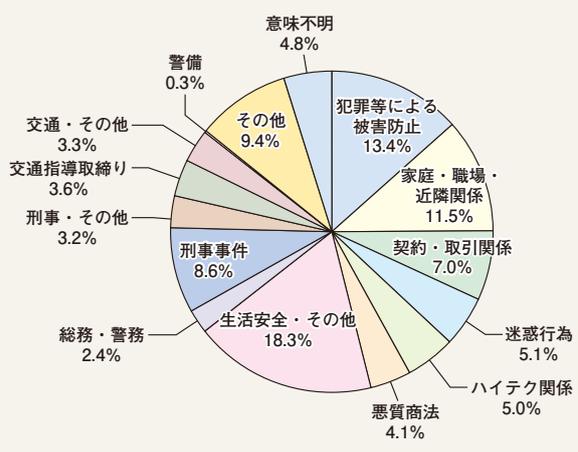
(2) 現状

平成24年中に警察で取り扱った相談の件数は155万3,189件であり、前年に比べ9万2,140件(6.3%)増加した。

図Ⅱ-65 相談取扱件数の推移 (平成20~24年)



図Ⅱ-66 相談内容の内訳 (平成24年)



(3) 相談業務の充実強化に向けた取組

① 相談への組織的対応

寄せられた相談に対しては、相談内容に応じて、関係する部署が連携を図って対応し、刑罰法令に抵触する事案を検挙することはもとより、刑罰法令に抵触しない事案であっても必要に応じて相談者への防犯指導や相手方への指導・警告を行うなどして犯罪等の被害の未然防止を図っている。

注1：相談窓口の名称及び設置状況は各都道府県警察によって異なる。

注2：携帯電話からも利用できる。なお、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できないので、警察相談専用の一般加入電話番号を警察庁ウェブサイト等で広報している。

事例 ①

Case

兵庫県尼崎市における被害者多数の殺人・死体遺棄事件の捜査の過程で、事件関係者等が過去に警察に対して数十回にわたる相談を行っていたことが明らかとなった。兵庫県警察及び香川県警察においては、本件を踏まえ、相談時期や対応者等が異なる相談であっても、一連の事案として認識し、組織的な対応をとることができるよう、警察本部と警察署との連携強化等、相談関連業務の充実に取り組んでいる（兵庫、香川）。

事例 ②

Case

警視庁では、本部において「検索指導官」を指定し、警察署から相談情報管理システムに入力された内容を、キーワードにより検索し、相談事案の点検を行っている。点検の結果、早期に被害拡大の防止措置や捜査の着手の検討が必要な事案が認められた場合には、警察署に対応を指導している。

② 相談業務担当者に対する研修の実施

多種多様な相談に適切に対応できる相談業務担当者を育成するため、警察庁では、都道府県警察本部の相談業務担当者に対して相談対応要領や相談者の心理等を内容とする研修を実施している。また、都道府県警察でも警察署の相談業務担当者を対象に研修会等を実施している。

③ 関係機関・団体等との連携の推進

警察では、関係機関・団体等とのネットワークを強化し、警察以外の機関・団体で取り扱うことが適切である相談や警察以外の機関・団体と相互に緊密な連携を図ることが必要とされる相談への適切な対応を図っている。

3 おわりに

我が国の社会において連帯意識の希薄化や規範意識の低下等が叫ばれて久しいが、警察には、そのような社会の変化に的確に対応し、犯罪の被害に遭いにくく、人々が安心して暮らすことのできる社会をつくり、守っていく上で中心的な役割を担うことが求められている。

人口・家族構造の変化等、子供・女性・高齢者をめぐる社会情勢が変化している中で、子供対象・暴力的性犯罪や児童虐待、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、養護者による高齢者虐待といった暴力的事案が増加傾向にある。また、新しいコミュニケーションツールの普及等を背景に、インターネットを利用した児童ポルノ事犯やコミュニティサイト等の利用に起因する福祉犯、スマートフォン等を利用した盗撮、レンタル携帯電話等を悪用する特殊詐欺等の被害も顕著である。

これらのことから、子供・女性・高齢者の安全・安心が、社会の変化に大きく影響を受けるものであることがうかがわれるが、その安全・安心を確保するための方策は単純なものではない。

犯罪発生時に迅速・的確な警察活動を実施し、被疑者の検挙及び被害の拡大防止を図ることはもちろん、社会の変化を踏まえつつ、

- ・ 個々の立場に応じ、被害者になることを防ぐ先制的な防犯指導・防犯教育
 - ・ 犯罪の最新の手法や状況に関する効果的な広報啓発及び情報提供
- によって防犯意識を高めるとともに、
- ・ 必要な場所への街頭防犯カメラの設置等による環境整備
 - ・ 犯罪被害者等の心情やニーズに配慮しつつ、状況の危険性を的確に把握し、措置を講ずる相談対応等

といった諸対策を推進し、犯罪の未然防止及び安心感の醸成を図っていくことが必要である。

これらの施策を有効なものとするためには、地域住民や関係機関・団体等との連携が重要であり、既に一定の施策においては防犯ネットワーク等の構築・活用が図られているところであるが、今後はセーフコミュニティ活動にみられるように、各地域における安全・安心の確保に向けた総合的な取組を推進していくことが必要である。

警察活動の最前線



ポリスマロン

安全・安心なサイバー空間の実現に向けて

京都府警察本部サイバー犯罪対策課

きむら きみや
木村 公也 警部

私達は今、インターネットの出現によって、これまで人類が経験したことがないほどの大きな変革の真ただ中に生きています。

日々、すさまじいばかりのスピードで変ぼうを遂げるインターネット上で、サイバー犯罪は、今、この瞬間も国境のないサイバー空間に深く根を伸ばしつつあります。

京都府警では、国際的なサイバー犯罪捜査に取り組み、平成23年にはフィリピン、24年にはタイ王国との合同捜査を実現しました。

サイバー犯罪は、我々警察がこれまでに戦ってきた相手とは、全くレベルの違う地球規模の巨大な社会悪です。しかし、犯罪者はサイバー空間にではなく、必ず現実社会のどこかで息を殺し潜んでいます。新たな捜査手法の開発や国際連携の強化など、あらゆる手段を駆使してインターネット上の犯罪を駆逐し、絶対にサイバー空間を犯罪の聖域にはなりません。

インターネットが犯罪者の暗躍する巢窟となるか、あるいは人類が生み出した最大の情報ツールとなるか、その命運は、我々、警察官の双肩にかかっています。

心を一つにして英知を結集し、犯罪のない安全・安心なサイバー空間の実現に向け頑張る決意です。

リュウビー君・
リュウミーちゃん

性犯罪等の被害者ゼロを目指して

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課子供女性安全対策室

ふくしま ちず
福嶋 千珠 巡查部長

私は、性犯罪等を未然防止するため、声かけ、つきまといなどの「犯罪の芽」の段階で検挙や指導・警告をして犯行を抑止する、先制・予防的活動に携わっています。

ある日、女子高校生の相談者から「毎朝、知らない車に待ち伏せされ、つきまとわれる」との相談を受け、警戒に当たったところ、自転車で通学する相談者の後方を、低速でつきまとう男を発見したのです。車を運転していた男は「女子高校生を見て癒されていた」とつきまとい行為を認めたため、軽犯罪法違反で検挙しました。

被害がないのだから大したことはない、と思いますか？

しかし、男は「警察に止められなければ、エスカレートしていたかもしれない」と話しており、性犯罪に発展する一歩手前だったのです。相談者や保護者の不安も決して小さくはありませんでした。

相談者に男を捕まえたことを伝えると「警察の人が守ってくれて心強かったです」と、笑顔で登校していきました。こうした笑顔を原動力に、今後も、子供や女性の「安全・安心」を守り、卑劣で残酷な性犯罪の被害者を出さないために全力を尽くします。

